

平成 22 年第 1 回
城里町議会定例会会議録

平成 22 年 4 月 20 日 開会
平成 22 年 4 月 28 日 閉会

城里町議会

**平成22年第1回
城里町議会定例会会議録**

◎ 告示	1
○ 会期日程表	2
○ 応招並びに不応招議員	3

会 議 録 第 1 号

○ 日時	5
○ 出席並びに欠席議員	5
○ 説明のため出席した者の職氏名	5
○ 職務のため出席した者の職氏名	6
○ 議事日程	6
○ 本日の会議に付した事件	7
○ 開会	8
・ 町民憲章唱和	8
・ 議長あいさつ	8
・ 議員の出欠	8
・ 開会の宣告	8
・ 開議の宣告	8
・ 諸般の報告	9
・ 会議録署名議員の指名	10
・ 会期の決定	10
・ 町長あいさつ	11
・ 平成22年度施政方針	12
・ 承認第1号 上程、提案理由説明	28
・ 承認第2号 上程、提案理由説明	28
・ 承認第3号 上程、提案理由説明	29
・ 承認第4号 上程、提案理由説明	29
・ 承認第5号 上程、提案理由説明	30
・ 承認第6号 上程、提案理由説明	31
・ 承認第7号 上程、提案理由説明	31
・ 承認第8号 上程、提案理由説明	32
・ 承認第9号 上程、提案理由説明	33

・承認第10号	上程、提案理由説明	33
・承認第11号	上程、提案理由説明	34
・承認第12号	上程、提案理由説明	34
・議案第22号	上程、提案理由説明	35
・議案第23号	上程、提案理由説明	35
・議案第24号	上程、提案理由説明	36
・議案第25号	上程、提案理由説明	36
・議案第26号	上程、提案理由説明	37
・議案第27号	上程、提案理由説明	37
・議案第28号	上程、提案理由説明	38
・議案第29号	上程、提案理由説明	38
・議案第22号ないし議案第29号	質疑	39
・予算特別委員会の設置・付託		39
・予算特別委員会委員の選任		40
・予算特別委員会正副委員長の報告		41
・陳情第1号	委員会付託	41
・散会の宣告		41
○ 散会		42

会 議 録 第 2 号

○ 日時		43
○ 出席並びに欠席議員		43
○ 説明のため出席した者の職氏名		43
○ 職務のため出席した者の職氏名		44
○ 議事日程		44
○ 本日の会議に付した事件		44
○ 開議		44
・議員の出欠		44
・開議の宣告		44
・一般質問		44
3番	三村孝信君	45
12番	三村由利子君	51
8番	桐原健一君	58
・散会の宣告		61

○ 散会	61
------	----

会 議 録 第 3 号

○ 日時	63
○ 出席並びに欠席議員	63
○ 説明のため出席した者の職氏名	63
○ 職務のため出席した者の職氏名	64
○ 議事日程	64
○ 本日の会議に付した事件	65
○ 開議	66
・ 議員の出欠	66
・ 開議の宣告	66
・ 承認第1号 質疑	66
・ 承認第2号 質疑	66
・ 承認第3号 質疑	66
・ 承認第4号 質疑	67
・ 承認第5号 質疑	67
・ 承認第6号 質疑	67
・ 承認第7号 質疑	67
・ 承認第8号 質疑	67
・ 承認第9号 質疑	68
・ 承認第10号 質疑	68
・ 承認第11号 質疑	68
・ 承認第12号 質疑	68
・ 予算特別委員長報告	68
・ 討論	69
・ 採決	72
・ 陳情第1号 委員長報告、採決	75
・ 報告第1号	76
・ 町長あいさつ	77
・ 議長あいさつ	77
・ 閉会の宣告	77
○ 閉会	77

平成22年城里町告示第36号

平成22年第1回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年4月6日

城里町長 阿久津 藤 男

1. 日 時 平成22年4月20日（火）午前10時

2. 場 所 城 里 町 議 会 議 場

平成22年第1回城里町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	種別	議事内容
1	4月20日	火	本会議	◎開会 ◎施政方針 ◎提案理由説明 ◎議案質疑（平成22年度予算） ◎議案、陳情（委員会付託） ◎散会
2	4月21日	水	休会	予算特別委員会（総務民生常任委員会）
3	4月22日	木	休会	予算特別委員会（教育産業常任委員会）
4	4月23日	金	休会	議案調査
5	4月24日	土	休会	議案調査
6	4月25日	日	休会	議案調査
7	4月26日	月	本会議	◎開議 ◎一般質問 ◎散会
8	4月27日	火	休会	議事整理
9	4月28日	水	本会議	◎開議 ◎議案質疑 ◎委員長報告、討論、採決 ◎陳情、報告 ◎閉会

○応招・不応招議員

1. 応招議員

1 番	菌 部 一 君	9 番	小 林 祥 宏 君
2 番	余 水 紀 夫 君	1 0 番	南 條 治 君
3 番	三 村 孝 信 君	1 1 番	杉 山 清 君
4 番	河原井 大 介 君	1 2 番	三 村 由利子 君
5 番	関 誠一郎 君	1 3 番	小松崎 三 夫 君
6 番	加 藤 文 夫 君	1 4 番	鯉 渕 秀 雄 君
7 番	阿久津 則 男 君	1 5 番	根 本 正 典 君
8 番	桐 原 健 一 君	1 6 番	小 坏 孝 君

1. 不応招議員

な し

平成22年第1回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成22年4月20日 午前10時01分開会

1. 出席議員

1番	菌部 一 君	9番	小林 祥 宏 君
2番	余水 紀 夫 君	10番	南 條 治 君
3番	三村 孝 信 君	11番	杉 山 清 君
4番	河原井 大 介 君	12番	三 村 由 利 子 君
5番	関 誠 一 郎 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	加藤 文 夫 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
7番	阿久津 則 男 君	15番	根 本 正 典 君
8番	桐 原 健 一 君	16番	小 坏 孝 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	赤 津 康 明
教 育 長	石 原 道 明
代 表 監 査 委 員	一 木 邦 彦
総 務 課 長	田 上 勤
企 画 財 政 課 長	阿久津 保 巳
税 務 課 長	高 橋 洋 造
町 民 課 長	松 崎 榮
保 険 課 長	川 又 重 光
健 康 福 祉 課 長	山 口 充 彦
産 業 振 興 課 長	高 松 輝 美
都 市 建 設 課 長	栗 林 俊 一
下 水 道 課 長	柳 橋 和 幸
会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	加 倉 井 一 史
水 道 課 長	関 谷 一 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿久津 道 男

教育委員会事務局 長

茅 根 文 夫

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長
局 長 補 佐
書 記

三 村 主
小 林 恵 子
川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成22年4月20日（火曜日）

午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて（城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて（平成21年度城里町一般会計補正予算第7号）
- 日程第7 承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて（平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第6号）
- 日程第8 承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成21年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号）
- 日程第9 承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号）
- 日程第10 承認第8号 専決処分第8号の承認を求めることについて（平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算第5号）
- 日程第11 承認第9号 専決処分第9号の承認を求めることについて（平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）
- 日程第12 承認第10号 専決処分第10号の承認を求めることについて（平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）
- 日程第13 承認第11号 専決処分第11号の承認を求めることについて（平成21年度城

		里町簡易水道事業特別会計補正予算第3号)
日程第14	承認第12号	専決処分第12号の承認を求めることについて（平成21年度城里町水道事業会計補正予算第5号）
日程第15	議案第22号	平成22年度城里町一般会計予算について
日程第16	議案第23号	平成22年度城里町国民健康保険特別会計予算について
日程第17	議案第24号	平成22年度城里町老人保健特別会計予算について
日程第18	議案第25号	平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第19	議案第26号	平成22年度城里町介護保険特別会計予算について
日程第20	議案第27号	平成22年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
日程第21	議案第28号	平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
日程第22	議案第29号	平成22年度城里町水道事業会計予算について
日程第23	陳情第1号	「自主共済制度の保険業法適用除外」実現を求める陳情
日程第24	報告第1号	例月出納検査報告（12月、1月、2月、3月執行分）

1. 本日の会議に付した事件

承認第1号
承認第2号
承認第3号
承認第4号
承認第5号
承認第6号
承認第7号
承認第8号
承認第9号
承認第10号
承認第11号
承認第12号
議案第22号
議案第23号
議案第24号
議案第25号
議案第26号
議案第27号
議案第28号
議案第29号

陳情第1号

午前10時01分開会

町民憲章唱和

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いします。

ご起立を願います。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

○議長（小松崎三夫君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

議長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） 平成22年第1回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、平成22年度当初予算案など町の重要な案件をご審議いただく会議であります。提出されました諸議案は、条例の一部改正、平成21年度補正予算及び平成22年度当初予算案などです。よろしくご審議をお願いするものであります。

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

開会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第1回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（小松崎三夫君） 日程に先立ちまして、議会事務局長より諸般の報告をさせます。
議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

○議会事務局長（三村 主君） それでは、平成21年12月、平成22年1月、2月、3月の諸般のご報告を申し上げます。

まず、平成21年12月でございます。

18日、金曜日、例月出納検査が開催されました。本庁舎3階委員会室でございます。小林 宏議員出席でございます。

同日、城里町農業振興地域整備促進協議会が、コミュニティセンター城里で開催されました。正副議長、産業建設常任委員長、小松崎、三村議員出席でございます。

25日、金曜日、城里町農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

次に、平成22年1月でございます。

6日、水曜日、城里町賀詞交換会がコミュニティセンター城里で開催されました。全議員出席でございます。

7日、木曜日、あすの茨城づくりを目指す新春のつどいが水戸プラザホテルで開催されました。正副議長出席でございます。

10日、日曜日、城里町消防出初式が常北中学校校庭で開催されました。全議員出席でございます。

同日、城里町成人式がコミュニティセンター城里で開催されました。全議員出席でございます。

15日、金曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。小林 宏議員出席でございます。

25日、月曜日、城里町農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

26日、火曜日、町村長議会議長合同会議が水戸京成ホテルで開催されました。議長出席でございます。

28日、木曜日、茨城県国民健康保険運営協議会平成22年定期総会が、水戸市のフェリヴェールサンシャインで開催されました。副議長出席でございます。

次に、2月でございます。

10日、水曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。小林 宏議員出席でございます。

12日、金曜日、町村自治功労者表彰式が水戸市の県市町村会館で開催されました。議長出席でございます。

同日、城里町国民健康保険運営協議会が常北保健福祉センターで開催されました。三村副議長、阿久津則男議員、関議員、桐原議員出席でございます。

15日、月曜日、水戸地方広域市町村圏事務組合議会全員協議会並びに定例会が茨城町のひぬま荘で開催されました。小坪、玉川議員出席でございます。

17日、水曜日、茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会が水戸市にございます県市町村会館で開催されました。議長出席でございます。

18日、木曜日、笠間地方広域事務組合全員協議会並びに定例会が笠間市役所で開催されました。杉山、阿久津則男議員出席でございます。

25日、木曜日、城里町農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

次に、3月でございます。

11日、木曜日、常北中学校建設検討委員会が常北公民館で開催されました。議長、教育民生常任委員長出席でございます。

25日、木曜日、城里町農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。根本、三村議員出席でございます。

26日、金曜日、水戸地方農業共済事務組合定例会が茨城町にございます茨城町本所で開催されました。南條、加藤、余水議員出席でございます。

30日、火曜日、城里町開発公社理事会がホロルの湯で開催されました。小松崎議長、鯉淵議員出席でございます。

以上、諸般の報告を申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（小松崎三夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

4番 河原井 大 介 君

5番 関 誠一郎 君

6番 加 藤 文 夫 君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

○議長（小松崎三夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催されました議会運営委員会の会議の結果について、南條議会運営委員長より報告を求めます。

10番議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） 議会運営委員会を代表いたしまして、去る4月13日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

今期定例会に提案されます承認12件、議案8件、陳情1件、報告1件、合わせて22件の審議件数及び一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程（案）どおり、本日から4月28日までの9日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりにご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま南條議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から4月28日までの9日間とされるようご提案がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から4月28日までの9日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名はお手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

傍聴人1名を許可いたしました。

町長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成22年第1回議会定例会を招集しましたところ、議員各位には何かとご多忙の中をご出席いただき、まことにありがとうございます。

さて、本議会定例会は、さきの議会改選に伴い、4月開催となりましたが、城里町平成21年度補正予算や平成22年度行政執行に伴う一般会計を初めとした8会計の本予算などをご提案いたしますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

予算の詳細につきましては、後ほどご提案いたします平成22年度施政方針並びに予算案の中でご説明申し上げることといたしますが、少子高齢化社会に対応した福祉、医療、介護などの充実や、小学校の再編と残存校の整備、老朽激しい常北中学校の改築、まちづくりに欠かせない国道123号を初めとした都市計画道路及び生活道路の整備促進、上下水道の計画的な整備による居住環境の整備、農産物ブランド化に向けた農業活性化に取り組んでまいりたいと考えております。また、企業誘致につきましても、引き続き優良企業等の誘致に努めてまいりたいと考えております。

国政においては依然として混沌としており、厳しい経済状況の中ではありますが、元気で明るいまちづくりへ邁進してまいりますので、行政執行には特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

慎重審議の上、適切なるご決定をお願いいたしまして、開会に当たりましての私のあいさつといたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

平成22年度施政方針

○議長（小松崎三夫君） これより平成22年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の予算編成に当たり、町長の施政方針について説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本日ここに、平成22年城里町議会第1回定例会の開会に当たり、予算案を初めとする各議案の説明に先立ち、私の町政運営に関する所信の一端を申し上げ、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

去年は、サブプライムローン問題に端を発した世界同時不況の影響が色濃く残る中、外需に依存してきました日本経済は失速するとともに、国内需要も停滞し、景気や雇用情勢が急激に悪化の一途をたどるといふ深刻な状況が続いているところであります。

政府の経済見通しでは、景気の底割れは回避されたとしている一方、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、金融資本市場の変動の影響などにより、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要があると予測されており、今後ともデフレスパイラルによるさらなる景気の悪化や、それに伴う地域経済への影響が懸念されるところであります。

また、全世界に広がった新型インフルエンザにより、地方自治体や医療機関は、発熱外来の設置など、かつてない規模での対応を迫られたところであり、城里町においても、全世帯に消毒液やマスクなどを配布し、早急の対応策を講じたところであります。

さらには、災害や犯罪、環境問題など、新たな課題に尽きることはありません。

これらの課題に国が積極的な役割を果たすことはもちろんですが、そのいずれもが住民

の暮らしに直接影響を及ぼすものであることから、町としても時流を的確に見きわめながら、必要な施策をスピード感をもって実行し、町民の生活の基本となる安全・安心を確保することが一層重要となっているところであります。

このように依然として出口の見えない経済情勢や自然災害等の脅威に対処するためには、悲観するばかりではなく、今こそ地方から未来を切り拓くための改革が必要であると考えます。

さきの総選挙により政権交代を果たした新政権においては、地域主権の確立を第一番目に掲げ、本年を地域主権革命元年とすべく、内閣の総力を挙げてこの改革を断行すると表明しています。従来までの中央集権的な体質を払拭し、地域のことはその地域に住む住民が責任を持って決定するという地域主権型の構造に変革しようとする一大改革の動きとなっております。まさにこれからは地域の時代であり、私たちの地域の将来は、私たちが責任を持って考え、決断していく必要があります、町民の皆様一人一人がまちづくりの主人公になれるよう、行政とともに歩みを進め、発展していくまちづくりの仕組みをつくり上げていくことが重要であると考えております。

そうした中で、平成22年度は、城里町の最上位計画にある城里町第1次総合計画の前期基本計画を締めくくり、後期基本計画への橋渡しを行う大変重要な年でございます。総合計画が掲げる町の将来像「人と自然が響きあいともに輝く住みよいまち」の実現に向け、引き続き将来に引き継げるような取り組みを進めてまいります。

具体的な行政の各分野にわたる町政運営については、総合計画に基づく諸事業を推進する中で、特に行財政改革効果による財源を活用し、小・中学生医療費助成など、マニフェストの実現に向けた施策を重点的に展開するほか、投資的な経費については、喫緊の課題である教育施設整備に優先的に配分するなど、これまで以上に選択と集中を進めてまいります。

また、昨年国が地域経済の活性のため示した補正予算と当初予算を一体的にとらえ、切り目なく経済対策事業を実施してまいります。

総合予算編成に当たっては、国・県の予算編成方針や地域財政計画等にも十分留意し、町民が真の豊かさを実感できるまちづくりを基本としたところであります。

以上、私の町政運営に当たっての率直な思いを申し上げましたが、これに基づき、平成22年度の町政運営の柱となる主な施策について申し上げます。

第1は、「心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり」であります。自然環境・景観の保全。

豊かな自然環境や景観、歴史や伝統文化など貴重な財産を有する本町は、その保全と継承を前提に、自然と社会経済活動が調和した地域振興や環境共生型社会を目指しております。

そのため、地域、家庭、学校、職場、野外活動の場などにおいて、環境美化運動を積極

的に実施することにより、町民一人一人の環境に対する意識の高揚を図るとともに、地域の特性に即した環境保全対策の取り組みを進めてまいります。

また、自治会等による日常的な地域清掃活動を働きかけるとともに、年2回の環境美化クリーン作戦を引き続き実施いたします。

環境対策の推進につきまして、環境問題に適切に対応し、良好な環境を次世代に引き継いでいくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルから、環境負荷をより一層減らす循環型ライフスタイルへの転換が求められています。

ごみ減量化については、原則的に現在の施設による処理、処分を継続していくことから、一般廃棄物処理基本計画に掲げる再生利用率、最終処分率等の目標値の達成を目指し、循環型社会に対応した資源ごみの集団回収の拡大を図るため、広報を通して積極的に啓発活動を行います。

産業廃棄物の処理については、事業者みずからの責任で適切に処理することが原則となっていますが、産業廃棄物が大量に生み出されている状況の中で、処理を取り巻く環境は厳しく、不法投棄や野焼き等が行われている現状も見受けられることから、今後とも産業廃棄物の処分に関し、県委嘱の不法投棄監視員による監視強化や指導等、協力しながら不適正処理行為防止に取り組んでまいります。

道路交通体系の整備。

道路の整備については、町民が安全で快適な生活を営むために、また、地域活性化の根幹をなすものであることから、期待も大きく早期の整備が求められておりますので、通勤、通学の利便性や防災性を考慮し、整備を図ってまいります。

生活道路については、排水施設や舗装の整備など、安全で人にやさしい道路環境の整備に努めるとともに、国・県道を補完する幹線町道などの整備についても、町の一体性を意識しつつ推進いたします。

特に、国道123号バイパスについては、本年2月より工事に着手いたしました。桂地区の県道阿波山徳蔵線の延長区間である町道三ツ埜線や七会地区の町道徳蔵倉見線及び旧茨城鉄道軌道敷跡の道路などの主要路線とあわせ、引き続き県と一体となって早期整備に努めてまいります。

次に、交通対策につきましては、デマンド交通ふれあいタクシーが3年目を迎え、さらなる利用促進により、高齢者などの交通弱者の足の確保、町内の公共交通機関空白地域の解消に努めてまいります。

また、町外への通学、通院等の日常生活を支える交通手段においては、路線バスや代替バスの継続的な運行の維持を図るよう、茨城県を初め関係市町村と一体となり住民の利便性向上に鋭意努力してまいります。

路線バスについては、バス事業者に対し、昨年4項目の要望を行い、バスダイヤの見直しや時刻表・路線図の作成、配布を展開してもらうほか、本年度1年間の実証実験であり

ますが、水戸駅から町内を経由し、常陸大宮市の御前山車庫までの区間の運賃を大幅に値下げし、運行を行うことになっており、町としても利便性を高めるため、沿線に駐輪場を3カ所設置したところであります。

上下水道の整備。

水道事業は、住民生活の大切なインフラとして、安定した供給体制と健全な事業運営が不可欠であります。このため、平成22年度から段階的に水道料金を改定し、3事業2会計を統合した城里町水道事業として運営をしております。

また、水道未普及地域解消事業もほぼ完了し、全町に水道を普及させることができた結果、現在、水道普及率は94%となっておりますが、さらなる普及率の向上に努めてまいります。

また、藤井川ダム再開発事業の完成により、石塚浄水場の安定水利権が確保される予定であり、都市化の進展や下水道の普及等による生活向上の需要にこたえられる安定供給が可能となりました。

さらに安心して利用できる信頼性の高い豊かな生活基盤を支えるための水道施設を目指してまいります。

次に、公共下水道の整備についてであります。下水道は生活雑排水や汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、農業用水や公共用水域の水質を保全するためにも重要な事業であります。

このため、平成3年度から那珂久慈流域関連公共下水道事業として、現在認可区域面積302.6ヘクタールの整備を進めているところであります。

平成21年度末までに石塚、那珂西及び上泉、上青山、下青山地区の一部を含め236.5ヘクタールが供用開始されました。引き続き未整備地区の解消のための整備を効率的に進めてまいります。

特定環境保全公共下水道事業については、粟、阿波山、上坪、下坪地区の整備が完了しました。今後は、効率的な稼動を目指し、あわせて供用開始区域の接続向上に努めてまいります。

さらに、未整備地区の下阿野沢、上阿野沢、御前山、高根（団地を含む）地区91ヘクタールについては平成20年度より工事を進めており、一部が供用開始となりました。かつら水処理センターの増設工事も完了し、本年度より稼動いたしますので、今後は未整備地区の面整備を進めてまいります。

また、農村地域の生活環境整備を図るために進めております農業集落排水事業については、既に稼動しております上入野、青山、北方高久、孫根地区処理施設への接続向上に努め、効率的な稼動を行うことにより、維持管理費の節減に努めてまいります。現在整備に取り組んでおります古内地区農業集落排水整備事業については、引き続き事業費の節減を図りながら、早期供用開始を目指し事業を推進してまいります。

なお、合併浄化槽設置事業については、平成20年度より県森林湖沼環境税の活用による高度処理型浄化槽設置及び単独処理浄化槽の撤去補助事業とあわせ、本年度も整備促進に努めてまいります。

公園・緑地の整備と緑化の推進。

緑豊かな自然環境を生かした調和のとれたまちづくりを進めるため、公園やポケットパークなどの維持を図りながら、良好な景観を備えた地域や生活環境の形成に努めてまいります。

消防・救急・防災の推進。

昨年、本町では、大きな自然災害等は発生していないものの、一般建物火災4件を含む8件の火災が発生しております。

常備消防については、消防事務委託により水戸市消防本部北消防署城里出張所が稼働していることで、災害及び緊急時への迅速な対応と消防体制の強化が図られているところで

す。また、非常備消防については、連合消防団から新たに城里町消防団として支団制をとり、規律教養訓練、水害を想定した水防演習、林野火災防衛訓練等を実施し、消防団員の士気向上に努めてまいります。

一方、救急業務については、救命率の向上を図るため、今年度から運行される茨城県ドクターヘリの場外離着陸場の確保を図り、また、茨城県において計画されている消防事務の広域化については、災害や事故の多様化及び大規模化、町民ニーズに対応するため、県央ブロックでの消防事務の広域化を推進してまいります。

さらに、防災対策については、町民への緊急情報等の伝達を正確、迅速に行うため、防災通信施設の整備や地震・土砂災害ハザードマップの作成を行い、町民の警戒避難体制に対する意識の高揚を図ってまいります。

自主防災組織においては、組織率向上に向けて地域への結成支援を行うとともに、防災訓練や啓蒙普及活動を実施しながら防災士を育成し、実践力、指導力の向上を図り、地域防災力の強化に取り組みます。

防犯・交通安全の推進。

交通事故は、人の生命を奪う悲惨なものであり、全国的に年々減少傾向にあるものの、茨城県は他県に比べ交通死亡事故が多く、平成21年中の死亡者数は199人を数え、平成20年に引き続き全国ワースト6位という結果となっております。死亡者のうち高齢者に関する事故の死亡者数は90人と全体の4割を超えております。

本町においても、平成21年中は2件の死亡事故が発生し、高齢者2人のとうとい命が失われました。近年の車社会の進展に伴い、年齢・性別を問わず交通事故に遭遇する危険性が年々増大しております。

このような現状を踏まえ、交通事故を未然に防止するため、交通安全協会、警察など関

係機関団体と連携を図り、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室や街頭での交通安全キャンペーンや立哨活動を実施し、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備に努めてまいります。

防犯につきましては、昨今、全国各地において児童・生徒がねらわれる凶悪な事件や、高齢者をねらう悪質な詐欺や窃盗が多発しております。

これらに対処するため、防犯連絡員や警察との連携により、防犯キャンペーンやパトロール等を積極的に実施し、犯罪の未然防止に努めるとともに町民の防犯意識の高揚を図ってまいります。

また、夜間における事故や犯罪等の防止対策として、防犯灯の整備を進め、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

情報通信網の整備・充実。

情報通信網の整備についてであります。国は次世代ブロードバンド構想2010という平成22年度までにブロードバンド・ゼロ地域の解消を目指す目標を掲げておりました。これを受け、本町は民間事業者と連携を図りながら光ファイバー網を構築し、城里町のどこからでもブロードバンドに接続できるという環境整備を平成21年度に終了いたしました。

これは、医療・教育・就業等、さまざまな利用が考えられ、地方にしながら都市住民と何ら変わらぬ通信環境ができたといえます。

今後は、これらのインフラを使い、行政情報や生活情報、緊急災害情報等への利用等、地域の活性化を推進してまいります。

また、アナログテレビ放送は平成23年7月24日までに終了し、デジタルテレビ放送に移行することが決まっており、これにより電波の有効利用が図られるとともに、通信と放送の融合により、より多様なサービスが実現されるということです。

地上デジタル放送の受信環境整備は、基本的には国及び放送事業者の責任において行われるべきものですが、町も放送を良好に受信できない地域の解消には一定の役割を担い、難視聴解消に努めてまいります。

第2は、「ともに支えあいすべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり」であります。

地域福祉の充実。

急速な少子高齢化の到来、個人生活の意識や価値観の変化などにより、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、町民のニーズはますます高度化、多様化が進み、福祉施策の一層の推進や新たな施策の展開が求められております。

地域における高齢者や障害者を初め、だれもが家庭や地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、町民自身の努力やお互いに支え助け合う地域福祉の推進が重要視されており、特に支えを必要としている人に対する日常的援助など、きめ細かな対応をしていくためには、町民一人一人が地域福祉の担い手として主体的に活動していくことが必

要であります。

こうした支え合い活動を支援するために、町民みずからが福祉に関心を持ち、理解を深めるよう働きかけを行いながら、社会福祉協議会を中心としたネットワークづくり及びボランティアの育成などを行い、町民同士の交流による連帯の輪をさらに広げてまいります。

また、これらの具現化のため、地域福祉計画及び社会福祉協議会策定の地域福祉活動計画を踏まえて、地域コミュニティづくりに取り組むとともに、住宅福祉サービスセンター運営事業により高齢者や障害児者などが暮らす世帯に対し、訪問サービスによる家事援助等を展開し、地域の住民が安心して生活できる体制の構築を図ってまいります。

子育て支援の充実。

21世紀の生活に深刻かつ多大な影響をもたらす急速な少子化の事態に直面し、家庭や子育てに夢を持ちつつ次代の社会を担う子どもを安心して産み育てることができる環境を整備し、子どもが等しく健やかに育ち、子どもを産み育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる環境を実現し、少子化の進展に歯どめをかけることが求められております。

このような状況に対応するため、次世代育成支援対策推進法に基づく城里町次世代育成支援対策行動計画の推進を図るとともに、平成22年度から平成26年度の5年間にわたる後期行動計画に基づき、子育て支援を実施してまいります。

さらに、平成22年度から絵本の読み聞かせを通して親子のふれあいを深めてもらい、言葉と心を通わす温かい子育てができるようブックスタート事業を行ってまいります。

母子保健事業においては、妊婦健診の公費負担のさらなる拡充の検討を行うとともに、引き続き妊婦及び乳幼児に対する一貫した事業を展開し、育児に関する適切な情報の提供や指導を推進してまいります。

また、保育事業につきましては、公立保育所及び民間保育所において、次世代育成支援対策交付金事業や子育て支援拠点事業、特別保育事業及び保育サービス支援事業を実施し、保育環境の充実を図ってまいります。

さらに、多子世帯の経済的負担の軽減策として、いばらき3人っこ家庭応援事業に基づき、保育料の一部助成を実施いたします。

また、就学児の健全な育成を図るため、日中保護者のいない家庭を支援するため、放課後児童健全育成事業を引き続き実施するとともに、子育て不安やいじめ、不登校、非行など複雑多様化する児童育成問題に対応するために、地域協力委員や民生委員児童委員、学校並びに要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携を密にし、問題解決に努めてまいります。

高齢者福祉の充実。

地域住民の高齢化が進む中、高齢者が健康で生きがいを持って暮らしていける環境づくりを進める必要があります。そのため、介護サービス基盤の一層の充実やサービスの質の向上を図るとともに、介護保険サービスと在宅福祉サービスに基づき、高齢者一人一人が

みずからの意思により自立した生活を営めるよう、心身の健康状態に応じたきめ細かいサービスの提供に努めてまいります。

高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進については、高齢者クラブ活動の支援、生涯学習活動やスポーツ・レクリエーションを通じた交流機会の創出に努めるとともに、シルバー人材センターの充実を図り、高齢者の就労の場の拡充に努めてまいります。

障害者福祉の充実。

障害のある人が障害のない人と同じように生活をし、地域の一員として行動できることが重要であります。

障害者自立支援法及び障害福祉サービスや地域生活支援事業などの提供体制の確立に関する障害者福祉計画（第2期計画）に基づき、障害者施策の再構築や各種サービスの見直しを進め、障害者福祉の充実に努めてまいります。

保健・医療の充実。

保健事業については、生活習慣病予防や介護予防の重要性が高まる中、自主的な健康づくりを目指し、住民一人一人の健康に関する意識を高めるとともに、地域や社会を挙げての健康維持・増進に努めてまいります。

また、特定健診・特定保健指導の対象者を的確に把握し、医師、保健師、管理栄養士などが早期に介入し、生活習慣の改善等の保健指導をすることにより、メタボリックシンドロームの該当者やその予備軍を計画的に減らすことを目指してまいります。

医療福祉事業は、社会的及び経済的負担の大きい乳幼児、父子・母子家庭、重度心身障害者、妊産婦等の医療に係る負担の軽減を図ることを目的とした県の単独事業であり、制度の周知徹底を図るとともに、受給者の利便性を高めてまいります。

特に、町単独事業であります特例乳幼児・児童医療福祉費支給制度におきましては、平成21年度に制度を改正し、中学校卒業までの生徒を対象に医療費の助成を拡大したところであり、継続して子育て支援の充実に努めてまいります。

また、医療については、日常的な地域医療を担っている桂地区と七会地区の国保診療所が、地域の方々の疾病治療や健康相談に対応できる機能を維持し、安心して受診できる医療施設としての役割を担い、また、民間医療機関や近隣地域の総合病院などと連携をとり、地域に密着した医療体制の充実を図ってまいります。

社会保障制度の充実。

すべての住民が健康で文化的な生活ができ、安心して暮らすことができるよう、国や県、関係機関などと協力し、社会保障制度の充実に努めてまいります。

そのため、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度などの社会保障制度について、制度に対する理解を深めていただくため、積極的な周知に努めてまいります。

さらに、保険税の適正な賦課や収納率の向上及び医療費などの適正化を図るとともに、基盤を充実させ安定した健全な運営に努めてまいります。

第3は、「豊かな地域資源を活かした魅力と活力にあふれるまちづくり」であります。
農林業の振興。

本町の農業は、基幹産業として米、施設園芸、野菜、果樹、麦、大豆、林産物、茶、畜産を主体とした営農が展開されてきましたが、近年の都市化の進展、農産物の価格の低迷とともに、農業従事者の高齢化等による後継者不足により農業離れが進行し、耕作放棄地が増加してきております。

このような農業の現状を踏まえ、本年度は城里町ブランド創出協議会の立ち上げにより、町内で生産される農産物のブランド化に向けた新たな取り組みを展開してまいります。

さらに、新規就農者支援事業の補助制度の有効利用により、町内外からの意欲ある新規就農希望者を受け入れ、農業の振興はもとより、農村地域への定住化により集落機能と農地の多面的機能の維持・発揮を図り、地域活性化につなげていきたいと思っております。

水田農業構造改革対策については、今度の政権交代における政策として注目された米の戸別所得補償モデル対策事業が本年度からスタートするため、今後の国の動向を見据えながら、県、農業者団体と緊密な連携のもと、事業を推進してまいります。

また、生産条件の不利な地域に対して実施されている中山間地域等直接支払制度の継続と農村環境保全を目的とした農地・水・環境保全向上対策事業のさらなる推進により、地域が一体となった農業の振興と美しい農村環境の保全を図ってまいります。

さらに、地域資源を生かした地場産品、特産品等の販路拡大を図るためにも、都市農村交流活動の場として、直売施設等の充実に努めてまいります。

那珂川沿岸農業水利事業については、早期完成を国・県など関係機関に働きかけると同時に、畑地基盤整備や農道整備を計画的に進めることで、大型農業機械による生産性の向上、効率性を高めるため合理化を図ってまいります。

次に、畜産における生産環境は、畜産物の輸入自由化、生産者の高齢化等により厳しいものとなっておりますが、関係機関と協力し、衛生的な生産環境の維持、家畜伝染病の予防対策として各種防疫対策事業を実施し、畜産経営の安定化を図ります。

また、黒毛和牛の生産振興については、資質のすぐれた素牛の導入を目的として、繁殖牛導入事業を関係機関と一体となって実施してまいります。

次に、林業の振興ですが、市場を席卷する外材の影響で、国産材の供給量は低迷しており、厳しいものがありますが、森林は水や空気の浄化、土砂災害の防止、水源涵養など自然環境を維持するために大切な機能を有しており、さらにゆとりと安らぎを与えてくれるものであります。

このため、植林事業の重要性や緑化運動の普及啓蒙を図るとともに、茨城県が平成20年度より導入した森林湖沼環境税による事業等を積極的に活用し、管理放棄された森林の間伐や木材の幅広い活用を図り、森林の持つCO₂削減を初めとする公益的機能の回復と向上に取り組んでまいります。

商工業の振興。

深刻な経済不況の続く中であって、中小企業や小売業者を取り巻く環境は、極めて厳しい状況にあります。

このような環境の中で、経営基盤の弱い小規模事業者が活力を維持し、さらに発展していくためには、自助努力はもちろんですが、さらなる自己意識の改革を強く求めていかなければなりません。

そのためには、経営者の連帯意識の高揚と経営力の強化等を図るため、中心的役割を担う商工会に対し、引き続き助成し支援してまいります。

また、中小企業事業資金に対する保証料の補助及び設備資金への利子の補給を引き続き行ってまいります。

さらに、失業率が過去最高の水準で推移するなど、現下の厳しい雇用情勢の中で、国においては地域の雇用改善を図るため、緊急雇用対策を策定しており、本町においても緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、非正規雇用労働者の雇用対策について引き続き積極的に取り組んでまいります。

次に、工業の振興であります。企業等が事業を拡大するには厳しい経済状況ですが、企業を誘致することにより、雇用の場の確保、町民所得の向上、消費人口の増加等が期待されることから、町の活性化を図るため、具体的な取り組み手法の検討や内部の体制づくりに取りかかり、積極的に優良企業の誘致に努めてまいります。

さらに、進出企業及び用地提供者に対しては、今後も企業立地奨励金を交付してまいります。

消費者行政については、消費者啓発のために広報活動を行い、消費者としての意識の高揚を図るとともに、消費者のための相談窓口の充実と情報の提供に取り組んでまいります。

観光・レクリエーションの振興。

豊かな自然を生かした3つのレクリエーション施設、ふれあいの里、うぐいすの里、山びこの郷は、本町の観光の核として重要な位置づけとなっておりますが、利用者は年々減少の一途をたどっているのが現状であります。

また、指定管理者制度の導入後4年が経過し、この間、指定管理者による各種イベント、体験教室等が実施され、3施設を一体化した管理が行われております。

今後は町としても、より効果的、効率的な運営支援を行うとともに、水戸地方広域観光連絡協議会と連携し、広域的な観光PR等の活動を強化し、体験・滞在・回遊型の観光のまちづくりを目指し、集客力アップを図ってまいります。

健康増進施設ホルルの湯については、多様化する利用者ニーズにこたえ、サービスの質的向上と効果的、効率的な運営への支援を行うとともに、町内居住者に対する半額利用券などの特典や送迎バスの運行などの情報を積極的に広報し、町民の健康増進や憩いの場としての利用促進に努めてまいります。

観光協会においては、各種イベント等の開催や協賛とともに観光PR、御前山県立自然公園の保護管理を進め、さらに、会員を中心として、町、商工会、JA等の連携を強化し、観光資源の開発及び郷土物産の紹介と観光客の誘致を図りながら、地域産業の活性化に努めてまいります。

第4は、「次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にすまちづくり」であります。

幼児教育・学校教育の充実。

幼児教育については、少子化の中で子育てを支援する社会づくりが重要となっており、地域、家庭、そして学校を結ぶ連携体制の構築、また、幼稚園、保育所との連携等、大きな課題であると考えます。

学校教育については、価値観の多様化による先進的な教育のニーズが高まる中、次代を担う子どもたちの確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力をはぐくむことが強く求められております。そのため、基礎的学力をつける学習指導の充実はもとより、人権、環境、福祉、情報、郷土、ボランティアなどの今日的なテーマを積極的に取り入れた総合的な学習を推進するとともに、外国人による英会話指導など、国際理解教育に取り組んでまいります。

また、電子黒板などを利用し、わかりやすい授業づくりにより学力向上に努めてまいります。

さらに、教育環境の充実、施設の維持管理を図ってまいります。

昨今のいじめや不登校などの課題に対応するため、適応指導教室の充実及び学校、家庭、地域との連携強化を図り、地域に開かれた魅力ある学校づくりを目指し、きめ細かに対応できる体制の整備に努めてまいります。

小・中学校の施設整備については、石塚小学校の耐震補強工事及び常北中学校の校舎改築工事並びに学校再編を見据え、存続校の改修工事を進めてまいります。同時に、屋内運動場施設の耐震診断等の実施にも努めてまいります。

小学校の再編については、児童の減少による複式学級の解消を図り、児童の教育環境を確保することを目標に進めてまいりましたが、住民の皆様の同意を得ることができました。本年度は、既に設置しております準備委員会において、閉校及び平成23年4月の開校に向けた作業を行い、開校後の円滑な学校運営、児童にとって快適な教育環境が実現できるよう努めてまいります。

さらに、教育委員会事務事業についての透明性、客観性を確保するため、今年度も引き続き外部評価委員会を通じて教育行政のより一層の充実を図ってまいります。

学校給食については、食の教育や地産地消の視点に立ち、地域で生産される米や野菜などの食材の利用に努め、安全・安心な学校給食を供給してまいります。

また、小学校再編と並行して学校給食センターの効率的な運用を図るため、給食センタ

一の再編を進めてまいります。

生涯学習・生涯スポーツの推進。

目まぐるしく変化する社会情勢の中、町民一人一人が心豊かで健康で生き生きと人生を過ごすため、生涯にわたって主体的に学習を継続することが求められております。

本町においては、生涯学習社会の構築を目指した社会教育の充実を図り、学校、家庭、地域社会の人々、社会教育団体や民間団体等との幅広い連携のもとに、人々の生涯にわたる自主的な活動を支援し、その成果がまちづくりに反映されるよう仕組みづくりに努めてまいります。

そのために、生涯学習推進大綱、スポーツ振興基本計画を基本とし、各種講座、事業のメニューの充実や自主活動団体の育成、人材の育成、相談の充実を図るなど、体系的、合理的な事業の推進に努めるとともに、各地域の住民の交流を促進してまいります。

また、地域における自主的な活動の活性化を図るとともに、コミュニティセンターや各地域の公民館、トレーニングセンター、運動公園などの生涯学習施設や各種運動施設の整備充実に努めてまいります。

複合施設である図書館、郷土資料館については、各地区にある公民館との連携を図りながら、図書、各種資料の充実保存に努め、利用しやすい学習拠点としての機能の充実に努めてまいります。

また、学習機会や各種講習会、施設を町民が利用するとき等、必要なときに必要な情報が入手できるよう、広報紙やホームページ等による情報提供の充実に努めてまいります。

ふれあいの船事業については、町内の小学校6年生を対象に、船上研修や北海道の雄大な自然の中での体験活動等団体行動を経験することにより、心身ともに調和のある人間形成を図るため実施してまいります。

また、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進するため、福祉部門と連携を図り、小学校余裕教室の活用、地域住民との交流活動等を行い、放課後の子どもの安全確保に努めてまいります。

芸術・文化の振興。

町民の一体性を確保し、町民一人一人が町に誇りと愛情が持てるようにするためには、各地域で行われている芸術・文化活動や古くから残されている文化財を理解し、それらを伝承していくとともに、町として文化の薫り高いまちづくりを進めることが重要であります。

そのため、地域・家庭・学校間の連携、交流を進め、各地域の自然、歴史、伝統、文化にふれることで関心や理解を深め、人と人とのつながりを大切にする施策を推進してまいります。

芸術・文化の振興については、コミュニティセンター、公民館、郷土資料館において多様な事業の展開を図るとともに、町民の自主的、創造的な芸術・文化活動の支援を図り、

芸術祭や各種の行事、展示を通して町民各層が広く芸術・文化に親しみやすい環境整備に努めてまいります。

次に、史跡等ではありますが、町には史跡及び遺跡、彫刻、工芸品など有形、無形の文化財が数多く存在しております。

そのため、文化財保護計画を基本として、計画的に文化財の保護、活用を図るとともに、情報冊子やインターネットなどの各種媒体による情報を発信し、広く町民に理解を求め保存と継承に努めてまいります。

第5は、「住民と行政がともに手を取りあう開かれたまちづくり」であります。

住民主体のまちづくりの推進。

地方分権が進展する中で、複雑化、多様化する行政課題を解決し、活力ある地域づくりを進めるには、住民と行政がともに考え、ともに行動する協働によるまちづくりを進めていくことが重要となっています。

そのために、自治意識の高揚に努め、各種施策への住民参加の促進や地域コミュニティである自治組織の振興を図ってまいります。

また、広報紙の発行やホームページを通して行政情報を積極的に発信するとともに、広聴事業の充実を図り、町民の声を反映させてまいります。

さらに、パブリックコメント制度を十分活用しながら、町政への町民参画の機会を確保してまいります。

多様な交流の推進。

都市化の進展や情報通信技術の発展など、国内外の地域間の交流活動も活発となっており、今まさに国際化・交流化の時代を迎えております。

このような中、多様な交流を推進するに当たり、国際交流活動、つまり日本と諸外国が相互理解し、友好を促進するものでありますが、特に子どもたちが留学生との交流を持つことは、語学力の向上だけでなく、その国の社会や文化を感じ、国際理解を深めることができます。これにより、成長期の子どもたちが国際的な視野を持ち、さらに国際協調の精神が養われ、次代を担うにふさわしい人材育成につながれば、それは町の活性化にも結びつくものでありますので、施策の具体化に向け、できることから取り組んでまいりたいと考えております。

また、郷土の特性を活かすことも重要であり、基本となる地域の文化、教育、産業などのさらなる振興が期待されるところであります。これらを通じた人、物、情報の交流を町民と一体となり推進してまいります。

人権尊重と男女共同参画の推進。

家庭、職場、地域などにおいて、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する人権問題が大きな社会問題となっている中、町民一人一人が人権に対する正しい理解と認識を深め、尊重し合うことが重要となっております。

そのため、関係機関との連携のもと、国の人権教育・啓発に関する基本計画に基づき、学校教育や社会教育において人権教育に取り組むとともに、あらゆる機会をとらえ啓発活動の推進を図り、人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上に努めてまいります。

また、町民が男女共同参画の必要性を理解し行動していけるよう、意識の啓発や情報提供を行うとともに、男女共同参画の視点から各施策を展開し、男女共同参画社会の実現を目指します。

行財政運営の合理化・効率化。

行財政運営に当たりましては、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に基づき、平成17年度に策定した集中改革プランにより、効率的、効果的組織体の整備に努めてまいりました。

さらに、今後とも適正な定員管理や人事管理を進めるとともに、人事評価制度の導入等により職員の資質の向上を図ってまいります。

また、現在の地方自治体においては、行政改革は不断に取り組んでいかなければならない問題であり、実効的な行政改革大綱の検討も考慮し、特に住民との協働の視点に立った組織機構の見直しや事務事業の簡素合理化など、時代に即応した行政経営へと転換を図るため、平成20年度から3カ年をかけて行政評価制度の構築を図り、より地域の実情に合った成果が得られるよう努めてまいります。

また、地方公共団体においては、三位一体の改革の影響などにより、地域格差が顕著となっていることから、国においては、地域再生の支援策を示しているものの、昨年度本格施行の地方公共団体の財政の健全化に関する法律や新公会計制度改革等、自治体の財政の健全化に向けた取り組みが求められております。

今後も財源不足が見込まれますので、本町においても、新たな制度に対応しながら経費のさらなる圧縮や町税の徴収確保に努め、納税者の税負担の公平性を図るために積極的に滞納整理を進め、全庁的に徴収体制を強化し、徴収率のアップに努めてまいります。

以上、平成22年度における主な施策の概要についてご説明いたしました。

平成22年度予算編成につきましては、依然、地方交付税に依存した財政体質にあり、歳出においては、人件費、補助費、公債費等の経常経費が高い割合を示しておりますが、限りある財源の効率的配分による予算編成といたしました。

平成22年度の一般会計予算は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり93億4,300万円で、前年度当初比5.4%の増となっております。

国民健康保険特別会計（事業勘定）について申し上げます。

国民健康保険は国民皆保険制度を支える中核的役割を担っておりますが、医療保険制度を取り巻く情勢は急速な人口の高齢化や疾病構造の多様化、医療の高度化に伴い、医療費の増嵩、加えて高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的な要因により、厳しい財政状況が続いております。

このような状況の中ではありますが、医療費の適正化や国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。

特に医療費の動向が国保財政を大きく左右することになりますので、これらの動向を見きわめながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり23億3,172万9,000円で、前年度当初比2.4%の減となっております。

国民健康保険特別会計（施設勘定）について申し上げます。

施設勘定においては、七会診療所に内科・歯科を、沢山診療所に歯科を運営し、日常的な地域の保健医療を担っております。

しかしながら、経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。身近なところで適切な医療や相談に対応できる、地域に密着した安全で信頼される診療所を目指してまいります。

国保診療所の役割は、僻地及び医療機関不足地域の医療機関としての使命が果たせるよう、関係機関との連携を密にし、効率的な運営を目指し予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり2億5,547万8,000円で、前年度当初比9.3%の減となっております。

老人保健特別会計について申し上げます。

老人医療費は、平成20年4月に、新たに後期高齢者医療制度が施行され、老人医療給付費支払いが茨城県後期高齢者医療広域連合によって支払われることになりました。

平成22年度予算につきましては、平成20年3月診療までの請求遅延分の予算計上となり、歳入歳出とも別冊予算書のとおり67万5,000円で、前年度当初比89.2%の減となっております。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、平成21年8月の政権交代により、この制度を廃止し、新たな高齢者医療制度を平成25年度から開始すべく、高齢者医療制度改革会議において検討が進められております。

また、平成22年度内に新制度の骨格を取りまとめる予定となっており、今後幅広い議論が行われていくものと思われま。

今年度は現制度を継続し、医療給付費支払い及び保険料賦課は茨城県後期高齢者医療広域連合により行い、町においては徴収事務と住民に対しましての窓口業務を行ってまいります。

平成22年度予算につきましては、歳入歳出とも別冊予算書のとおり2億743万6,000円で、前年度当初比6.7%の増となっております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）について申し上げます。

平成12年度の介護保険法の制度導入以降、着実に浸透してきた介護保険制度の実績、ま

た、団塊の世代が高齢期を迎える平成26年度を踏まえて策定した第4期介護保険事業計画を基本に、新たな介護保険制度に対応し、より介護予防に重点を置いた施策・事業を高年齢者福祉施策と一体的に進めてまいります。

また、「活力にあふれ安心して暮らすことのできる長寿社会の構築」を目指し、計画課題を踏まえながら、高齢者が個人としての尊厳を保ち、生きがいを持ち、健康で、また、たとえ支援が必要な状態となっても、周囲からの十分な支援が受けられる体制が整った社会づくりに努めてまいります。

平成22年度の予算編成につきましては、介護給付費及び予防給付費の実績及び今後の動向等を見きわめながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり14億98万7,000円で、前年度当初比3.3%の増となっております。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）について申し上げます。

介護保険法の介護予防サービス計画費に係る予算について計上したものであります。「住み慣れた地域でいつまでも元気で暮らしたい」を目指して、平成22年度も引き続き地域包括支援センターを中心に介護予防に取り組んでまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり569万5,000円で、前年度当初比1.1%の減となっております。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業については、年次計画により工費の節減に努めながら、未整備地区の污水管渠工事を進め、普及率向上を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり10億8,173万6,000円で、前年度当初比6.4%の減となっております。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

農業集落排水施設は、4地区が順調に稼動しております。処理施設の効率的な稼動を目指し、経費の節減に努めてまいります。

また、古内地区農業集落排水事業については、年次計画により工費の節減に努めながら、生活環境の整備を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり9億1,010万2,000円で、前年度当初比17.9%の増となっております。

水道事業会計について申し上げます。

本年度は赤沢浄水場、岩船浄水場の老朽化に伴う施設更新等の調査及び塩子浄水場の配水場化に向けた調査を行い、今後とも公営企業の基本原則を堅持しながら、経営の効率化、省力化に努め、経営基盤の確立及び給水サービスの一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

予算総額は、別冊予算書のとおり、収益的収入及び支出は8億3,973万6,000円、資本的

収入は8,498万7,000円で、支出は3億924万9,000円であります。収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は11億4,898万5,000円で、前年度当初比11.1%の増となっております。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明申し上げます。

一般会計、特別会計及び企業会計を合算しました平成22年度城里町予算総額は、166億8,582万3,000円となっております。

終わりに、予算編成に当たりましては、私が就任して2度目の予算編成となります。私は、安全で安心な生活を守っていくという強い決意のもと、町民の福祉増進と活力ある元気なまちづくりのために諸施策に全力で取り組み、町民の期待と信頼にこたえる決意でありますので、議員各位を初め、町民の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、今回提案しております平成22年度の予算並びに関係議案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人2名を許可いたしました。

承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）

○議長（小松崎三夫君） これより日程第3、承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） それでは、平成22年第1回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

承認第1号 専決処分第1号城里町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてであります。国において、地方税法の一部が改正され施行されたことに伴い、町条例の一部を改正し平成22年4月1日から施行したものです。

主な改正点は、町民税において、扶養控除の改廃に伴う扶養親族情報収集のための申告書提出規定の創設、固定資産税においては、地方自治法の改正に伴う関係文言の削除、たばこ税においては、税率の引き上げに伴い改正したものです。

その他、地方税法の引用条項の移動に伴い、関係条文の整理等をしたものでございます。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第4、承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 承認第2号 専決処分第2号城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてであります。国において、健康保険法及び地方税法等の一部が改正され施行されたことに伴い、町条例の一部を改正し平成22年4月1日から施行したものです。

主な改正点は、国民健康保険税の基礎課税額及び高齢者支援金等課税額の課税限度額の引き上げ並びに減額賦課の応益割合基準の緩和、さらに、非自発的失業者の保険税の軽減について改正したものでございます。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて（城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第5、承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて（城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 承認第3号 専決処分第3号城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてであります。国において、身体障害者福祉法施行令の一部が改正され施行されたことに伴い、町条例の一部を改正し平成22年4月1日から施行したものです。

主な改正点は、内部障害に肝機能障害が追加されたことにより、関係文言を改正したものでございます。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて（平成21年度城里町一般会計補正予算第7号）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第6、承認第4号 専決処分第4号の承認を求める

ことについて（平成21年度城里町一般会計補正予算第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 承認第4号 専決処分第4号平成21年度城里町一般会計補正予算第7号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ653万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ100億814万2,000円としたものです。

歳入では、町税、地方譲与税、ゴルフ場利用税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、財産収入及び諸収入を追加し、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、自動車取得税交付金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金及び繰入金を減額したものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて（平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第6号）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第7、承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて（平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 承認第5号 専決処分第5号平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第6号の承認を求めることについてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,572万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,253万4,000円としたものです。

歳入では、使用料及び手数料、繰入金及び諸収入を追加し、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金及び財産収入を減額したものです。

歳出では、総務費、保険給付費、共同事業拠出金、保健事業費、基金積立金及び諸支出金を減額したものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ310万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,188万4,000円としたものです。

歳入では、診療収入及び諸収入を追加し、県支出金及び繰入金を減額したものです。

歳出では、総務費、医業費及び公債費を減額したものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成21年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第8、承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成21年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 承認第6号 専決処分第6号平成21年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ412万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ563万9,000円としたものです。

歳入では、諸収入を追加し、支払基金交付金、国庫支出金及び県支出金を減額したものです。

歳出では、医療諸費を減額したものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） ここで午後1時まで休憩といたします。

午後は、日程第9、承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについてから入りたいと思います。

午前 11時44分休憩

午後 1時00分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま16番小坪 孝君が中座いたしました。

承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第9、承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 日程第9、承認第7号の提案理由を説明する前に、日程第6、承認第4号 専決処分第4号平成21年度城里町一般会計補正予算第7号の提案理由の中で、歳出部分の説明が抜けてしまいましたので、訂正させていただきます。

「歳出では、総務費を追加し、議会費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費及び教育費を減額したものです。」を追加させていただきます。

大変失礼いたしました。

それでは、日程第9、承認第7号の説明に入りたいと思います。

承認第7号 専決処分第7号平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,777万4,000万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,854万1,000円としたものです。

歳入では、使用料及び手数料を追加し、後期高齢者医療保険料及び諸収入を減額したものです。

歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を減額したものでございます。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

承認第8号 専決処分第8号の承認を求めることについて（平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算第5号）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第10、承認第8号 専決処分第8号の承認を求めることについて（平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算第5号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 承認第8号 専決処分第8号平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算第5号の承認を求めることについてであります。まず、保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,157万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億633万1,000円としたものです。

歳入では、財産収入及び繰入金を減額したものです。

歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費及び基金積立金を減額したものです。

次に、介護サービス事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ40万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ535万5,000円としたものです。

歳入では、サービス収入を減額したものです。

歳出では、サービス事業費及び諸支出金を減額したものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

承認第9号 専決処分第9号の承認を求めることについて（平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第11、承認第9号 専決処分第9号の承認を求めることについて（平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 承認第9号 専決処分第9号平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ501万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,105万円としたものです。

歳入では、分担金及び負担金を追加し、繰入金を減額したものです。

歳出では、下水道事業費を減額したものでございます。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

承認第10号 専決処分第10号の承認を求めることについて（平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第12、承認第10号 専決処分第10号の承認を求めることについて（平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 承認第10号 専決処分第10号平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ337万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,683万5,000円としたものです。

歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料及び繰入金を減額したものです。

歳出では、農業集落排水事業費及び公債費を減額したものです。
慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

承認第11号 専決処分第11号の承認を求めることについて（平成21年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算第3号）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第13、承認第11号 専決処分第11号の承認を求めることについて（平成21年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 承認第11号 専決処分第11号平成21年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算第3号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ214万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,127万9,000円としたものです。

歳入では、繰入金を追加し、分担金及び負担金及び使用料及び手数料を減額したものです。

歳出では、総務費を減額したものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

承認第12号 専決処分第12号の承認を求めることについて（平成21年度城里町水道事業会計補正予算第5号）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第14、承認第12号 専決処分第12号の承認を求めることについて（平成21年度城里町水道事業会計補正予算第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 承認第12号 専決処分第12号平成21年度城里町水道事業会計補正予算第5号の承認を求めることについてであります。まず、収益的収入及び支出においては、収入支出予算の既決予定額からそれぞれ700万円を減額し、収入支出の予定額をそれぞれ5億9,602万8,000円としたものです。

収益的収入では、給水収益及びその他営業収益を減額したものです。

収益的支出では、減価償却費を追加し、原水及び浄水費、配水及び給水費、支払利息及

び企業債取扱諸費を減額したものです。

次に、資本的収入及び支出においては、資本的収入の既決予定額から30万円を減額し、収入予定額を4億578万7,000円としたものです。

資本的収入では、一般会計負担金を減額したものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第22号 平成22年度城里町一般会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第15、議案第22号 平成22年度城里町一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第22号 平成22年度城里町一般会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ93億4,300万円で、前年度当初比5.4%の増であります。

厳しい財政状況の中での予算編成ではありますが、予算の執行に当たりましては、町民の福祉の増進と活力あるまちづくりのため全力で取り組み、町民の期待と信頼にこたえてまいり決意であります。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第23号 平成22年度城里町国民健康保険特別会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第16、議案第23号 平成22年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第23号 平成22年度城里町国民健康保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億3,172万9,000円で、前年度当初比2.4%の減であります。

次に、施設勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,547万8,000円で、前年度当初比9.3%の減であります。

予算の執行に当たりましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び保険給付事業の充実に全力を傾注し、また、町民の公衆衛生の向上及び増進に寄与してまいる決意であります。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第24号 平成22年度城里町老人保健特別会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第17、議案第24号 平成22年度城里町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第24号 平成22年度城里町老人保健特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ67万5,000円で、前年度当初比89.2%の減であります。

予算の執行に当たりましては、適切な後期高齢者医療特別会計への移行を図りながら、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第25号 平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第18、議案第25号 平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第25号 平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億743万6,000円で、前年度当初比6.7%の増であります。

予算の執行に当たりましては、町民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることに全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第26号 平成22年度城里町介護保険特別会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第19、議案第26号 平成22年度城里町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第26号 平成22年度城里町介護保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、保険事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億98万7,000円で、前年度当初比3.3%の増であります。

次に、介護サービス事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ569万5,000円で、前年度当初比1.1%の減であります。

予算の執行に当たりましては、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になった方に対し、共同連帯・相互扶助の理念に基づいた介護給付の提供を実施し、また、適切な介護予防給付サービス計画を策定し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第27号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第20、議案第27号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第27号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億8,173万6,000円で、前年度当初比6.4%の減であります。

予算の執行に当たりましては、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、住民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第28号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第21、議案第28号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第28号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,010万2,000円で、前年度当初比17.9%の増であります。

予算の執行に当たりましては、農業集落における生活環境の整備及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、住民の期待と信頼にこたえてまいりたい決意であります。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第29号 平成22年度城里町水道事業会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第22、議案第29号 平成22年度城里町水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第29号 平成22年度城里町水道事業会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

収益的収入及び支出については、収入支出予定額それぞれ8億3,973万6,000円であります。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入予定額が8,498万7,000円、資本的支出予定額が3億924万9,000円であります。

予算の執行に当たりましては、清浄にして豊富な水の安定供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善のため全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいりたい決意であります。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第22号ないし議案第29号 質 疑

○議長（小松崎三夫君） ここで、平成22年度予算については、予算特別委員会を設置し、付託の上審議したいと存じますので、議案第22号 平成22年度城里町一般会計予算から議案第29号 平成22年度城里町水道事業会計予算についての8会計の質疑に入ります。

最初に、議案第22号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第22号 平成22年度城里町一般会計予算についてから議案第29号 平成22年度城里町水道事業会計予算についての8会計の質疑を終結いたします。

予算特別委員会の設置・付託

○議長（小松崎三夫君） 続いて、議案第22号から議案第29号の8件についてお諮りいたします。

議案第22号 平成22年度城里町一般会計予算についてから議案第29号 平成22年度城里町水道事業会計予算については、地方自治法第110条及び城里町議会委員会条例第5条の規定により予算特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第29号については、議案付託表のとおり予算特別委員会に付託し、所管常任委員会ごとに審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中にただいま設置されました予算特別委員会の委員選任を、議員控室においてお願いいたします。

午後 1時30分休憩

午後 1時40分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会委員の選任

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において次の諸君をご指名申し上げます。

1番 菌部 一君、2番 余水紀夫君、3番 三村孝信君、4番 河原井大介君、5番 関 誠一郎君、6番 加藤文夫君、7番 阿久津則男君、8番 桐原健一君、9番 小林祥宏君、10番 南條治君、11番 杉山 清君、12番 三村由利子君、14番 鯉渕秀雄君、15番 根本正典君、16番 小坪孝君の以上15名の諸君を予算特別委員会委員にご指名申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました15名の諸君を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いします。

午後 1時42分休憩

午後 1時43分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会正副委員長の報告

○議長（小松崎三夫君） 休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきましたので、ご報告いたします。

委員長に9番小林祥宏君、副委員長に10番南條 治君が選任されましたので、ご報告いたします。

陳情第1号 「自主共済制度の保険業法適用除外」実現を求める陳情

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第23、陳情第1号 「自主共済制度の保険業法適用除外」実現を求める陳情の取り扱いについて、南條議会運営委員長のご意見を賜りたいと思います。

10番議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） 議会運営委員会を代表いたしまして、陳情第1号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

陳情第1号の取り扱いについては、慎重に審議すべきと考えます。よって、陳情第1号「自主共済制度の保険業法適用除外」実現を求める陳情については、総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） ここでお諮りいたします。

ただいまの南條議会運営委員長の発言のとおり、陳情第1号については、総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号については総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日21日から25日までは休会ですが、21日から22日までの2日間は予算審

議のため常任委員会を予定しております。議員各位は所管の委員会にご出席くださいますよう、よろしくお願いいたします。

次の会議は、7日目の26日午前10時に再開し、通告第1号、3番三村孝信君の一般質問から入りますので、午前9時50分までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 1時47分散会

平成22年第1回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成22年4月26日 午前10時01分開議

1. 出席議員

1番	菌部一君	9番	小林祥宏君
2番	余水紀夫君	10番	南條治君
3番	三村孝信君	11番	杉山清君
4番	河原井大介君	12番	三村由利子君
5番	関誠一郎君	13番	小松崎三夫君
6番	加藤文夫君	14番	鯉淵秀雄君
7番	阿久津則男君	15番	根本正典君
8番	桐原健一君	16番	小塚孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	阿久津藤男
副町長	赤津康明
教育長	石原道明
代表監査委員	一木邦彦
総務課長	田上勤
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	高橋洋造
町民課長	松崎榮
保険課長	川又重光
健康福祉課長	山口充彦
産業振興課長	高松輝美
都市建設課長	栗林俊一
下水道課長	柳橋和幸
会計管理者（会計課長）	加倉井一史
水道課長	関谷一美
農業委員会事務局長	阿久津道男

教育委員会事務局 長

茅 根 文 夫

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長
局 長 補 佐
書 記

三 村 主
小 林 恵 子
川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成22年4月26日（月曜日）

午前10時00分開議

1. 付議事件

一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時01分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は16名です。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人6名を許可いたしました。

一般質問

○議長（小松崎三夫君） 本日は一般質問から入ります。

なお、質問者は、一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問事項は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は、重複質問はしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、三村孝信君の発言を一括質問一括答弁方式により許可いたします。

3番三村孝信君。

〔3番三村孝信君登壇〕

○3番（三村孝信君） それでは、通告による一般質問を始めさせていただきます。

今回、一般質問するに当たって、城里町誕生にかけて、前町長である金長義郎さん、そして、現町長の阿久津藤男さん、そして、私と3人で、旧3町村で行ってきた合併について、一言触れたいと思っております。

合併に向けて、3町村で真摯な取り組みをしてまいりました。その中で、5つの政治目標を掲げ、合併でなし遂げる具体的な目標としたわけではありますが、その中に消防署の設置がありました。水戸市との協力を得て実現をしております。また、123号のバイパスということで、これも用地買収、そして工事着手ということになっております。また、七会地区の水不足の解消のために水道事業を行い、七会から流れてきた藤井川の水をポンプアップして七会へ送るといふこの事業も実現されておまして、給水が始まるということがあります。また、オンデマンド交通ということで、ふれあいタクシーが稼働しております。そして、最後になりますが、グリーンツーリズムということを5つの柱に掲げました。これらの5つの施策が前町長、そして現阿久津町長、お二方の誠実な政治姿勢、そして職員の皆様のご協力、そして町民の皆様のご理解のもと、誠実に実行されてきたことに心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、具体的に質問に入らせていただきます。

まず、第1番目ではありますが、町長の施政方針演説の中にありました「環境型ライフスタイルへの転換を図り、環境共生型社会を目指す」ということではありますが、この町が具体的にどういった方向へ向かっていくのかということをお尋ね申し上げると同時に、町長がこの町に対して抱いている将来像を申し述べていただければと思っております。

2点目であります。

合併の項目にもありましたように、オンデマンド交通ふれあいタクシーが稼働しております。いろいろな自治体でこの試みがなされておりますが、利用者の要望やあとは苦情、そういった点があればお知らせいただきたいと思いますし、さらなる充実策を考えていらっしゃるのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

また、茨城交通の路線バスの実証実験について、どのような状況かお伺いしたいと思います。

続いて、3点目ではありますが、城里町ブランド創出協議会が取り組んでおります農産物のブランド化について、どのような取り組みがなされているか、お聞きしたいと思います。

続いて、第4点目に移りますが、これはグリーンツーリズムにも通じるところであります都市農村交流活動ということではありますが、そういう活動の場として、直売施設の充実を図るということを施政方針の中で述べております。どのような充実策を考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

5つ、最後になりますが、小学校再編ということで、大変なこの事業に教育長を初め教育委員会、そしてまた合併の委員会ですか、準備段階の委員の皆様には大変なお骨折りをされていると思います。学区がなくなるということは、その地域にとっては非常に寂しいものでありますし、衰退しかねないというようなことではありますが、子供たちの将来を考えて大きな合併というかじを切ったわけでありまして、それをぜひ成就していただきたいし、さらなる子供たちの学習環境の充実に資していただければというふうに感じております。

明治の合併が小学校学区をつくるということを1つの目的として、300から500戸の規模で合併がなされたと。昭和の合併は、中学校学区をつくるんだということで、8,000人以上の集落ということで合併がなされてきたという経緯があります。教育を大切に考えてきた日本のそういった合併の事情があったわけでありまして、今回もこの城里町という範囲になりまして、学区段階的な合併を目指すということではありますが、将来の城里町ということになりますと、さらなる合併が必要なのか、その辺のところを伺いたいと思います。

次に、廃校の利用ということではありますが、合併後の校舎の利用等については、どのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

以上5点について、答弁のほうよろしくお願いします。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人2名を許可いたしました。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 3番三村孝信議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

先ほど冒頭に、金長町長、そして三村町長、そして今私の町長ということで、3人で協議してきたことにつきましてお話がございました。本当に、私たち、合併につきまして真剣に3人で話ししてきたことございまして、そういう中で、ただいま三村議員のほうからそういうお話がございまして、本当に懐かしく思っているところでございます。

それでは、城里町の将来像というようなことで、「循環型ライフスタイルの転換を図り」というようなことでのご質問かと思っております。

城里町が目指す将来にわたって維持可能な循環型のまちづくりということで、環境共生社会でございますが、高度経済成長時代に確立された大量の生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直しして、廃棄物を資源としてとらえて循環させていくことにより、ごみのない社会を目指していこうということでございます。町から排出される廃棄物をできるだけ少なくして、排出する前に利用できるものは有効に利用する。そして、排出された廃棄物についてはできる限り資源化していくというこれらのことを実践していくことも大変大切なことであろうと思っております。

城里町が目指す将来像ということにつきましては、町の最上位計画であります城里町第1次総合計画で定めた「人と自然が響きあいともに輝く住みよいまち」であります。また町民憲章の前文でも、「豊かな自然と伝統を大切にし、ともに輝く住みよいまちづくりをめざす」と宣言しております。このように、町政運営に当たっては、豊かな自然の保全を図りながら、町民の皆様が元気に、そして安心して暮らせるまちづくりを目標にしていきたいと思いますと考えているところでございます。

次に、ふれあいタクシーについてでございますが、デマンド交通ふれあいタクシーにつきましては、現在指定の乗車場所から目的地まで、町内であればどこへでも300円で乗車できると好評でございます。今後も、お客様との触れ合いによるサービスの向上や安全運行をすることにより、ふれあいタクシーのさらなる充実につながるものと考えておりますので、引き続き利用促進を図ってまいりたいと思っております。

それから、路線バスの実証実験についてでございますが、路線バスの実証実験につきましては、本町には鉄道がなく、身近な交通公共機関といえば民間の路線バスとなりますが、近年は高額な運賃によるバス離れ、事業者の経営悪化によるバス路線の廃止と、負のスパイラルが加速している状況にあります。このようなことから、昨年11月に、路線バス運行事業者である茨城交通に要望を行い、バスダイヤの見直しや時刻表、路線図の作成、配布を行っていただいたところでございます。

また、本年4月から茨城交通の企業努力により、1年間の実証実験であります。水戸駅から町内を経由し、常陸大宮市の御前山車庫までの区間のバスの運賃に上限を設定し、最大39%の運賃の大幅な値下げと、通勤・通学に便利なダイヤ編成をしていただいたところでございます。この実証実験につきまして、バス利用者には大変利用しやすい運賃になったことでございまして、大変好評であり、便によってはバス満杯の状態になり、乗り切れずに次の便に乗車している状況であるとの報告を茨城交通のほうからいただいております。

それから、城里町ブランド創出協議会が取り組む農産物のブランド化に向けたそういう取り組みについて伺うというようなことでございますが、私は、選挙公約にも掲げましたが、農産物のブランド化につきましては、農林業の活性化によるふるさと再生ができないものかと、本年3月に、地元農協や県の普及センターなど関係機関を初め認定農業者、生

産者の代表の方にお集まりをいただき、城里町ブランド創出協議会を設立したところでございます。

ご承知のように、城里町には、以前から地域特産物として古内茶やレッドポアローなどが生産されておりますが、知名度が低く、生産者の高齢化や後継者不足などにより、作付面積や販売金額が伸び悩んでいるのが状況でございます。この協議会におきまして、城里町の核となるような農産物、優良な産品として誇れるものを推奨品として付加価値をつけ、有利な販売の実現、農家の所得向上はもとより後継者の確保、農村地域の活性化、魅力ある地域づくりに結びつけてまいりたいと考えております。

具体的には、推奨品の検討やネーミングの統一を行い、加工特産品の開発、販路開拓、販売促進に向けたPR活動などを行い、農業を支援してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、都市農村の交流ということで、直売施設の充実というふうなことでございますが、近年城里町管内の交通事情を見ますと、周辺の大規模レジャースポーツ施設や、管内に整備されている施設などへのお客様が町内幹線道路を通ることから、管内の物産センターなどの直売施設に立ち寄りの方が大分ふえてきております。町内には、そのほかにもブルーベリーやブドウ、リンゴ、野菜などを栽培し、独自の経営手法で通過交通者に販売する生産者もいて、大変好評でリピーターも多いと伺っております。今後も、PR次第ではこのような施設を媒体とした都市交通交流が一段と強まり、リピーター化していくことが販売促進につながり、地域の元気を取り戻していくものと感じております。

そういう中では、やはりそういう商売をするということにつきましては、接客マナーということも一番大事なことではないかなと思っておりますので、そちらのほうのことも皆さんとお話ししてやっていけたらと思っておりますのでございます。

小学校の再編についてでございますが、小学校再編の基本方針は、平成20年9月の再編検討協議会の報告書、さらには平成21年8月の再編策定委員会の報告に提示されております。それらによりますと、適正配置の考えの1つに、長期的には児童数の推移を勘案し、再々編も視野に置くとありますので、今後も検討をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

最後に、小学校の再編後の跡地の利活用につきましては、先ほどに申しあげましたように、検討協議会、策定委員会において検討されております。再編による跡地や校舎施設などの活用につきましては、地域の要望にも配慮し、庁内の関係各課と検討した上で、効果的な対応が必要であると承知しておりますが、本当に小学校というのはその地域の人の心のふるさと、心のよりどころとして今まであったわけでございます。そういうのがなくなるといのは、本当に寂しい気持ちであろうかと思っておりますが、具体的な事項につきましては、教育長のほうから答弁させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） さらに、傍聴人2名を許可いたしました。

教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

○教育長（石原道明君） 3番三村議員さんに補足してお答えを申し上げたいと思います。

再々編のことにつきましては、今町長のほうからご説明がございましたけれども、もともと再編計画をしてきた大きな理由の1つに、複式学級をなくそうというのがありました。そのために、再編には各地区の議員さんを初め、父兄の方々にも大変ご心配をかけたり、ご迷惑をかけたんですけど、現在8校を3校にするということで進んでまいっております。

この件につきましては、町長のほうからお話ございましたように、再々編も基本的な計画の中で検討するというふうなことが述べられておりますので、私どもとしては、再び複式学級等、あるいは学校規模の適正化というふうなことを考慮しなければならない事態が生じたときには、また議員の皆様にお諮りをして、再々編を考えていきたいというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。

もう一つ、今再編を行っております、跡地等の利用のことについてでございますけれども、土地、それから校舎等を含めまして、跡地の活用というふうなものは、現在組織として再編の検討をするための委員会を立ち上げております。名称としては、城里町立小学校再編準備委員会という名前で、常北、桂、七会、それぞれに3つ設けております。その中に細かい、例えば校章をどうしようとか、校歌をどうしようとかと、いろいろな部会がございまして、その部会の1つに、先ほどご質問がありました跡地の活用というふうなことも考えてもらっております。その結論をいただきながら、行政のほうとして、教育委員会のほうとしても、どういうことがいいのかということを経験をいろいろ参考にしながら、今後詰めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 3番三村孝信君。

○3番（三村孝信君） 1番目の質問に関してであります、人と自然が響きあうようなまちをつくるということで、ご回答をいただきましたが、非常に観念的なことでありまして、具体的な町の将来像というのがなかなか描けない状態なんじゃないかなという気がします。実際に、この町の基幹産業、それから人口推移とか、そういったものを考えて、やはり活気のある町を創出していくのには、どういったことが必要かということが必要になってくると思います。それは、町長を初めとした執行部、そして我々議会としても考えて行かなければならないことだと思います。ぜひとも、それらを、具体的な方向性を今後探っていきたいというふうに思っております。

これに関しては、答弁のほうは結構です。

続きまして、2番目の質問はよくわかりました。

実証実験が非常に好評だということなので、これが実際来年度の値下げにつながるよう

に、ぜひ働きかけていただきたいというふうに感じております。

続いて、3番目ですが、ブランドというのは、ある面でいえばつくり出すものかもしれないんですが、買うほうがブランドだというふうに認識するまでに頑固にやり続けることが大事なのかなというふうに思うところがあるんですね。

それで、農業に関して言いますと、やはり無農薬でリンゴをつくった話が、NHKやなんかでテレビ放送もされたと思うんですが、かなりの年月をかけてつくり上げまして、無理だと言われたことをやり遂げまして、それがもう今は、リンゴがなる木そのものが予約でもう売り切れてしまうというような状況にあるということをやっています、この町の農産物というのも非常に味がよくて形もいいし、立派な作物がたくさんできていると思うんです。これを、ぜひですね……、問題は販路の開拓ではないのかなというふうに思うんですね。

生産者がつくったものが、それ相応の値段で取引されればこれやる気も起きますし、後継者も出てくると思います。ですから、ぜひ農業で食べられるような町をつくっていただきたいと。そのためにも、ある面で言えば、農業というのは最初3年間ぐらいは非常にお金がかかるわけでありまして、そういった助成とか、借入金の保証とか、そういったことをすることによって、新規就農者ですか、そういうものを受け入れられ、また成功していくというようなそういう町になってもらいたいというふうに感じております。その面では、このブランド化の取り組みに対してぜひ頑張ってくださいというふうに思っております。

それから、4番目、これだけ町長に再度お聞きいたします。

この施設の充実ということですが、七会地区に直売所、それから桂にもあります。それで、常北地区にこういった施設を考えているのか、その1点だけをお聞きしたいと思います。

最後の小学校再編ですが、丁寧なご答弁ありがとうございました。町長、教育長、非常に大変な作業だと思うんですが、ぜひとも無事に来年4月に新しい小学校が開校できるように頑張ってくださいと思います。

最後に、小学校再編ということですが、将来中学校の再編ということまで起こるのではないかなということが予想されます。そういうことも考えて、今後取り組んでいただきたいと思います。

また、跡地ということ言えば、小松小学校の体育館等はまだ新築されて3年ということなので、ぜひあの施設を利用できるようなことで検討いただければと思います。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 物産センターとしては、旧七会村、そして旧桂村に物産センターがございまして、おかげさまで順調に販売のほうも伸びているわけでございます。この旧常北町のほうの中に、そういう物産センターというものが前にはあったんですが、ちょ

つと場所的に悪くて、今は休止のような状態、そしてホロルの湯の中に常北の物産センターが入っておりますけれども、私も、何とか常北地区の物産センターを再興してやっていきたいなと思っている気持ちは今持っております。そういうことになりましたときには、議員の皆さんにもご協力をいただいて、常北地区の農業に幾らかでも希望を持って、そこで販売できるような方法ができればいいのかなと、今思っているところでございますので、そういうときになりましたら、ご協力お願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 3番三村孝信君。

○3番（三村孝信君） ありがとうございます。

以上で、一般質問を終わりにします。

○議長（小松崎三夫君） 以上で、3番三村孝信君の一般質問を終結いたします。

それでは、通告第2号、12番三村由利子君の発言を一括質問一括答弁方式により許可いたします。

12番三村由利子君。

〔12番三村由利子君登壇〕

○12番（三村由利子君） 通告によりまず一般質問を始めさせていただきます。

最初は、納税についてであります。

相変わらずの厳しい経済情勢を反映してか、町税収入は減少の連続で、平成21年度は20年度より約6,000万円の減、さらに平成22年度は、平成21年度対4,000万円の減少が予測されておりますが、町の生活費の要でありますこの町税収入の減少は憂うべき実態であると、私は考えます。この税収減の現実において、現年度の収入未済額を徹底して減らすことに努力をし、今ある滞納額をこれ以上ふやさないことに専念すべきと、私は考えます。

そこで、現在の納税方法を検証してみますと、地区の納税組合を通しての納税と口座振替による引き落とし納税の方法のほかに、このどちらにも属さない自主納付、窓口納付に大別されているようでありまして、その収納率の高い順位としましては、口座振替納付がトップ、そして納税組合による納付、最後に自主納付の順にあるようでありますが、この自主納付の方々の納税率を上げることが収納率のアップに直結すると考えます。

そこで、指定取扱機関、納付場所を拡大し、新たにコンビニエンスストアでの納付の方法を取り入れ、いつでもどこでも気軽に納付できる納付の利便性を考慮すべきと考えます。利便性を講じた結果、納税の収納率が改善されれば、大きな効果が得られると、私は考えます。

現在、コンビニ支払いが各地で拡大している自治体が多く、本町においても事務上の事務処理に時間はかかると思いますが、少しでも早く実現できるよう対策を講じる考えは、町長はお持ちであるかどうか、お伺いいたします。

次の質問、バス通学の費用助成についてであります。小学生の遠距離バス通学、規定では2キロメートル以上であります。住宅開発等に伴い、バス通学の児童がふえてきて

いるように思いますが、その実態はどのようであるのか。また、バス利用、民間路線でバス通学をしている通学運賃の助成は実施しているのかどうかを伺います。

小学校の再編問題は、平成18年に私を委員長とした教育民生常任委員会で、小学校児童数の減少をかんがみ、小学校再編問題に対して協議を始めた経緯がございました。当時は、まだ時期尚早だと反対の声もありましたが、協議を取りまとめ、町PTA、教育委員会に問題の提起をした結果、今日多くの皆様方のご尽力で順調に学校再編問題の協議が進められ、来年度から再編による学校教育がスタートすることになったことは、まことに喜ばしい限りであると、私は考えます。

この学校再編に伴い、来年度からスクールバスが運行される予定であります。再編により通学区域が遠距離となる2キロメートルを超える児童を対象とし、スクールバスを導入すると聞き及んでおります。対象となる学校は、常北地区においては小松小学校と古内小学校、桂地区では坪小学校と北方小学校、七会地区では七会西小学校がスクールバス通学の対象校と聞いておりますが、これは町の合併に伴う文部科学省の支援策の補助が受けられるものと理解し、保護者のバス通学費の負担は発生しないものと思われま

す。そこで、問題となるのは、児童の片道の通学時間をおおむね30分、2キロメートルを基準として、徒歩通学圏かバス通学圏かを判断していることから考え、再編校ではなく、存続校で2キロメートルを超え、民間路線バスを現在利用し、通学している保護者の通学費の負担の格差が発生することとなってまいります。このままでは、行政サービスの公平性を著しく欠くことになるのではないかと懸念をいたしております。

再編校のスクールバスの運行と存続校のバス通学費のこの不平等感、この点について町長の考えを伺いまして、1回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 12番三村由利子議員のご質問にお答えいたしたいと思

います。納税の方法につきましては、現在口座振替による納付、納税組合組織を活用した納付、そして自主納付の3つの方法で納付をしていただいているところでございます。固定資産税の納付割合を見ますと、口座振替による納付が48%、納税組合組織を活用した納付が17%、そして自主納付が35%となっております。自主納付の方におきましては、役場窓口、各支所の窓口、それから指定の金融機関で納付していただいておりますが、その自主納付の方法に対し、今町では口座振替による納付を推進しているところでございます。

ところで、今三村議員のほうからお話がありましたように、コンビニでの収納につきましては、どういう考えを持っているのかというご質問でございました。納税者が、時間、曜日に関係なく納付することができまして、コンビニでの収納ということにつきましては、利便性が向上することになりますし、私は、いい方法だと考えております。近隣の市町村でも大分コンビニでの納付というものがふえてきているのが現状でございます。今後は、

コストとその効果を見きわめながら、関係各課で十分協議いたしまして、全町的な導入を検討してまいりたいと考えております。

平成23年度あたりを目標にして、コンビニでの納付というものができるようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、バス通学の助成ということで、遠距離バスの通学の実態と、それからバス利用の運賃の助成というようなことをございます。

ご質問の趣旨は、町内の小学校児童のバス通学の現状についてお尋ねかと思えます。遠距離バス通学の実態として、町内の小学校児童が民間バスを利用して通学していることは承知しておりますが、具体的な事項につきましては、教育長のほうから答弁させたいと思えます。

また、学校再編に伴うスクールバス利用者と既存小学校におけるバス利用に伴う費用の格差というものにつきましても、小学校再編によりまして、スクールバスによる通学が必要になりましたが、このスクールバスの利用については、原則無料とすることを考えております。費用負担の格差につきましては、これまでどおり民間バスを利用して通学する児童には個人負担をお願いしたいと思えますが、公共交通機関がなく、父兄が自家用車で送迎している実態もありますので、そこら辺のところを総合的に考えて、検討していかなければならないことかと思っております。

教育長のほうから、詳細につきましては答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君

〔教育長石原道明君登壇〕

○教育長（石原道明君） ただいま、12番の三村議員さんからのご質問について、町長の答弁について多少補足させていただきます。

通学バスの実態というふうなことですけれども、現在町内でバスを利用して学校に通っている小学校は、石塚小学校です。石塚小学校のほうにちょっと調査を依頼しまして、調べていただきました。現在、那珂西方面と、それからもう一つは春園の方面、ちょっと利用の仕方が違うんですが、那珂西のほうは乗ったまま小学校まで来ているというのが多いです。それから、春園のほうは、歩いてきて石塚車庫ですかね、あそこから乗ってくるというふうなパターンです。

人数で申し上げますと、那珂西の方面から15名、春園のほうから12名の生徒が、合計27名です。内訳を、ちょっと調べてもらったんですが、登校だけ使っているという生徒が、那珂西から10名、そして下校だけ使っているというのが、那珂西から3名、春園から10名、そして登下校両方とも利用するというのは、那珂西、春園ともに2名ずつで合計4名。利用の実態を見ますと、利用している生徒の8割は1年生と2年生でした。

このことは、父兄の方々ができるだけ高学年になったら歩かせようという気持ちがある

のかなということ、私どもも6年間の生活の中で、できるだけ歩いて学校に来てほしいと。もちろん、2キロという1つのハードルはあるんですけども、そういう形をとれたらいいなというふうに考えております。運賃は、那珂西から小学生料金で110円ほど、石塚から80円、現在は各家庭の負担で、回数券等を利用しているというのが実態でございます。

それから、もう一つ、再編によってスクールバスを運行することになりました。これは、三村議員のご指摘、おっしゃるとおりです。実は、県や文部科学省の規定している通学距離というのは4キロというふうに、本町が決めている2キロよりさらに長いんですね。それで、本町でそれを当てはめてしまうと、ほとんどの生徒が歩いてこなくちゃならないというふうなことになる、山あり谷ありというふうなことで、本町では大ざっぱには2キロというふうな形で、スクールバスを運行しようというふうに予定しております。

先ほど、町長からこの件についてお話がございましたけれども、私どももできるだけ歩くことは奨励したいというふうには考えておりますけれども、片一方で無料のスクールバスに乗る生徒がいて、片一方で有料のバス料金を払っているというふうな生徒がいることは必ずしも平等性を欠くと。それから、全く通学機関がなくて、保護者がいる一定のところまで自家用車で送ってくるというふうな生徒もおりますので、その辺を勘案して、今後検討課題の1つにさせていただきたいというのが、私どもの気持ちでございます。

補足して説明させていただきました。ありがとうございます。

○議長（小松崎三夫君） 12番三村由利子君。

○12番（三村由利子君） 納税のコンビニ支払いについてであります。先ほどは固定資産税を例に挙げて、町長は納税率を報告いただきました。私の手元にあるのは、国民健康保険の納税の状況でございますので、参考までに申し上げますが、町長が先ほど報告ありました自主納付、これが先ほどの固定資産税では一番高い収納率だという説明がありましたけれども、国民健康保険税においては全く逆の傾向があります。一番多いのはやはり口座振替による納付が94.3%、それから納税組合を通しての納付が約83%、それから自主納付、ご本人が直接指定された納付場所へ持っていく自主納付が、これが一番低い61%というふうな調査結果が、収納状況が出ております。

その納税の種類によって、固定資産税は、先ほど町長が自主納付が一番高いというふうに説明がありましたけれども、国民健康保険税については全く逆なんです。自主納付が一番収納率が悪いという状況にありまして、個々の税金において多少の収納率の変動があるのかなと思いますけれども、全町内でこのコンビニ支払いの方法を庁内で検討して、23年度からコンビニ支払いの方向で持っていきたいというただいまの答弁がございましたけれども、私は、少しでも早くこれを実現していただきたいなと思っております。県内44市町村ある中で半数以上がもうコンビニ支払いをやっておりますので、その現実を見ると、やはりコンビニ支払いによって収納率が高まっているという、これは裏づけであると思いま

すので、滞納額がどんどん雪だるま式にふえるよりは、こういう納税者の便宜を図ったコンビニ支払い、これを一刻も早く手続されるように強く希望いたします。

それから、バス通学の問題でありますけれども、私、非常にがっかりいたしましたのは、このバス通学の児童の実態というのを調査していなかったんですね。実態を把握していないんですよ。私が、かなり前に、現在バス通学をしている子どもさんの状況を教えてほしいということを委員会に行きました。ところが、委員会では調査していないのでわかりませんと、そういう答えがその場で言われたんですよ。私は、このとき唖然としました。大変、がっかりいたしました。学校教育の中に、児童たちの通学、この安全確保というものが学校教育の中にうたってあると思うんですよ。その意味から言って、バス通学がどこの地区からどういう子供たちが何人通学しているかということ、事実を把握していないその教育委員会もさることながら、学校のほうでも全く実態を把握していないという現実を、私は、唖然といたしました。徒歩通学の子供たちだけはしっかりと把握しているけれども、バスで通っている子供たちは全くどのようになっているかわからないというのは、これは大変な片手落ちかなと思いますので、この点で、最初に、私は、その話を聞いたときに言葉が詰まりました。

そういうわけで、非常に学校教育の現場も、そして委員会のほうでもバス通学の実態をもっと正確に、子供たち一人一人に対してしっかりと調査、把握をしておくべきだったのではないかなと思います。

それで、先ほど教育長さんのほうから、通学児童の人数などが報告ありました。私も、調査の結果をいただきました。これも、私が一般質問するよと言ったからあわてて調査をしたんですよ。

子供たちに聞きました。そうしたら、担任から聞かれたというようなこともっておりますし、実際那珂西は、宝幢院の下からも3キロを超えまして4キロ弱になるんですけど、あそこから通学している子どもが、ホームバリューという団地の中だけでも9人いるんですよ。その中で、兄弟で通っている子が3世帯ということで、あと西田川の団地にもございます。その子供たちが、低学年は放課後学童保育に参加する子と帰ってくる子でバス通学がまちまちなんですよ。それで、登下校にバスを利用している人、あるいは登校のみのバス通学の人と、やはりまちまちなんですが、非常に現在通学のその費用、これが親御さんの負担が大きいということを実際、話を聞いております。

それで、登下校で年間定期を買いますと約4万円、1人の子供さんに対して4万円なんですよ。それで、学期ごと、1学期、2学期、3学期と学期ごとに買えば、これが学期ごとですと、1年生の場合は1万3,850円ということなんですが、1年生、低学年は定期をなくしてしまうという、そういう心配がありますので、1年定期を買うのは非常に親御さんとしては心配だということで、毎月買いかえているということが言われております。そういうわけで、実際十数名の子供たちが民間バスを利用してバス通学をしております。

私も、何回も調査に行ったんですが、こういう家庭の状況というのは、皆さん共働きで昼間は全く保護者さんは不在なんですよね。そういうわけで、子供たちの送り迎えができない、そういう家庭が多いためにバス通学をやむなくさせられているという状況でありますので、今回学校再編で導入されるスクールバスが無料である、片や同じ児童であっても遠距離であって、しかも通学費の負担があるということは、これはやはり行政の公平性を欠くということで、私は、これは即検討すべき課題だと思います。教育の平等、教育行政の公平性、この点から考えれば、再編であろうが存続校であろうが、距離が遠いためにバス通学するというその道理は、私は、何ら変わらないと思うんですね。ですから、バス通学は、今児童が減少の傾向にありますので、それほど多額な補助はないと思いますが、この件について町長に、既存の学校のバス通学に対する費用の補助、これを検討してもらえるかどうか、それをまたさらに質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 最初の収納税目につきましてですが、コンビニで早く収納できるようにというようなことでしたが、収納するためには銀行との打ち合わせもございます。それと、そういう中で収納できるものとしては、住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、それから水道使用料というような収納税目が収納できるかと思っております。また、そういう中には住宅使用料と保育料も収納しているというようなところもあるようでございますが、そこら辺のところはこれから銀行との打ち合わせをしていかなければ、一たんコンビニで収納した税金でも銀行のほうに集まってまいりますので、銀行との打ち合わせというものもやっていかなければなりませんので、今年じゅうにということとはなかなか難しいのかなと思っておりますので、23年度からそういうことでやっていきたいと思っております。

それから、現在の学校に通っている方のバス通学の件につきまして、把握していなかったのではないかとということで、そういう事実であれば本当に申しわけなかったなと思っております。そういうことも含めまして、やはり学校に通う子供の安全通学というものにつきましては、やはり把握していかなければならないことだろうと思っております。その点につきましては、申しわけなかったと思っておりますのでございます。

また、再編学校につきましての通学の件でございますが、旧七会村で、小勝小学校というのが廃校になりまして、バス通学を今やっているわけでございます。塩子の東小学校に今通っておるわけでございますが、小勝小学校はすべてバス通学、また東小学校につきましては、そのまま徒歩通学ということでございますが、そういう中では4キロ以上の子供もございますが、学校がなくなった小学校から比べますと、学校が残ったということで勘弁してもらって、徒歩で通学しているということでございます。

そういう中で、お聞きいたしますと、やはり親御さんが自家用車で送り迎えしている方もおられるということでございますので、その辺のところは、これから再編になったとき

にはよくよく皆さんにもお話ししたりして、また執行部として考えて行かなければならないことだと思っておりますので、そのときはよろしくご協力をお願い申し上げたいと思います。ご相談してみたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 12番三村由利子君。

○12番（三村由利子君） 最後の質問であります。コンビニ支払い、23年度から実施の方向でと、明確な答弁をいただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

ちなみに、ただで金融機関も取り扱ってくれるわけではないので、手数料というものがここで発生すると思うんですね。それで、伺いますが、納税1件につき手数料というのは一律幾らですか。それとも、金融機関によって金額がまちまちなのか、ちょっとそれを参考までにお伺ひいたします。手数料の問題ですね。

それから、バス通学について、ただいま町長のほうから再編で遠距離の場合、父兄の送迎というお話、説明がありましたけど、再編のスクールバスの問題は、私は、問題にしていけないんです。存続校、既存の学校で通学をしている子供たちの経済的な助成はできないかということでもあります。

再編の実施計画の中にも、教育委員会で発行されております計画書の中にも、公平な教育行政を行うために存続校で遠距離通学、バス通学をしている人は検討の必要性があるかなという疑問を出されておりますけれども、これはもう、私、23年度にスクールバスを運行スタートする時点でやはりこの問題は同時に解決していかなければ、父兄からは大変な怒りが出るとお思いますね。今、既にそういう問題を提起されております。スクールバスはただなんでしょう、何で私たちだけバス通学のお金を負担しなくちゃなんないんですかということをはっきりと言われておりますので、行政でその辺の手落ちのないようにしっかりと対応していただきたいと思ひます。

このバス通学の問題を解決してこそ、この学校再編、開校問題がスタート、順調にいくものと、私は信じておりますので、その既存のバス通学費の助成の問題、皆さんで解決の検討をしていただけるように、ぜひともお願ひをしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） コンビニ収納した場合には、要するにメリット・デメリットというものがございしますが、メリットとしては、夜間から休日を含め納税者の納税機会が拡大され、納税の利便性を向上させることができるというようなこと、また納付状況が早くつかめる等、督促状、催告書の作成、町外納税者の輸送費の無駄が省かれ、それに伴う滞納整理事務の軽減効果があるというようなこととございします。

デメリットとしては、先ほどお話がありましたように、1件当たりの金額が大体60円かかってしまうということとございします。それは、町のほうで払っていかなければならないということとございしますので、そういう面では1つのデメリット、1件当たり60円かかる

というようなことをございますが、そういうのも含めまして、要するに23年度からは先ほどお話ししましたようにやっていきたいと思っております。

それから、バスの通学につきましては、既存の学校の子供たちの通学につきまして、これは今までの中で、いろいろそういうことで続いてきていることだろうと思います。七会地区におきましては、もう4キロ、5キロというのは歩いていくのが、だれもそういう状況でございました。そういう中で、4キロ、5キロ歩くというのはなかなか大変だし、交通量も多いことをございますので、交通のそういうことも含めまして、交通事故等のないような安全通学ができるような方法というものをこれからの中で考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 以上で、12番三村由利子君の一般質問を終結いたします。

それでは、通告第3号、8番桐原健一君の発言を一括質問一括答弁方式により許可いたします。

8番桐原健一君。

〔8番桐原健一君登壇〕

○8番（桐原健一君） 8番桐原健一でございます。

通告書に従って、質問させていただきます。

初めに、女性特有のがん検診事業についてお伺いします。

女性特有の乳がんや子宮頸がんの検診率は、アメリカやイギリスの70%から80%に比べると、日本は20%程度の受診率で大きく立ちおくれしており、がん検診率を5年以内に50%に引き上げる目標を掲げました。昨年夏以降、全国の自治体で一定年齢の女性を対象にした乳がん・子宮頸がん検診無料クーポン券と健康手帳が配付されました。本町においても、検診無料クーポン券が配付されているが、新規受診者はふえているのか、お伺いしたいと思います。

また、無料クーポン事業は、公明党の強力な推進で2009年度第1次補正予算に216億円が計上され、全国ほぼすべての自治体で無料クーポン配付が実現できました。しかし、2010年度今年度予算では約3分の1の76億円に削られました。政府は、地方交付税の措置を行うので、これまでどおり事業が実施できるとしているが、無料クーポンは5歳刻みであり、公平性を保つには最低でも5年間の事業継続が不可欠だと思いますが、本町において事業継続できるか、伺いたいと思います。

次に、住基カードについてお伺いします。

町長の施政方針演説の中でも、防犯交通安全の推進の中で、茨城県は他県に比べて交通死亡が多く、高齢者に関係する事故の死亡者数は4割を超えている。本町においても、平成21年度は2件の死亡事故が発生し、高齢者2人のとうい命が失われたと言われておりました。高齢化社会のあり方を問われる今、いかに高齢者の安全・安心を確保するかは急務の課題であると思います。役場や銀行等で身分証明に免許証が多く使われており、返納

者が少ないかもしれませんが、公的な本人確認書類として利用できる顔写真つき住民基本台帳カードを無料交付する、高齢者運転免許証自主返納支援事業を行い、高齢者の事故防止を目指す考えはあるのか、お伺いします。

最後に、高齢者への肺炎球菌ワクチン公費助成についてお伺いします。

平成20年度の6月定例会でも質問させていただきました。日本人の三大死因は、がん、心臓病、脳卒中で、4番目が肺炎であります。体力の、抵抗力が衰えた高齢者で肺炎にかかった人の半数近くは、肺炎球菌で亡くなっていると言われております。肺炎球菌ワクチンを一度接種すると5年間以上の効果が持続するそうですが、ワクチン接種は保険適用がなく、費用が7,000円から8,000円程度かかるため、本町においてワクチン公費接種ができないか伺いまして、1回目の質問を終わりにします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 8番桐原健一議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

最初に、女性特有のがん検診無料クーポン事業の継続ができるのかというようなご質問かと思っております。平成21年度から女性特有のがん検診推進事業として、一定の年齢に達した女性に対しまして、乳がん検診及び子宮頸がん検診の無料クーポン券を配付し、検診手帳の交付をし、検診受診率の向上を図ってまいってきたとおりでございます。

先ほど申し上げましたとおり、女性特有のがん検診受診率は大幅に増加しておりまして、有意義な事業であると思っております。当事業は、ご承知のように、平成21年度は国からの全額補助により実施してきたところでございます。本年度から国の補助率が2分の1となりましたが、がん検診の受診率の向上をさせ、早期発見、早期治療によるがん死亡者の減少を図るため、未来につながる子育て支援の一環として、減額分を町が負担いたしました。引き続き実施してまいりたいと考えております。

続きまして、住基カードの件につきましては、県内市町村における住民基本台帳カード交付手数料無料化への取り組み状況でございますが、平成21年4月1日現在、21の団体が期限を定めて実施しているようでございます。65歳以上の運転免許証を自主返納した住民に対する住民基本台帳カードの無料交付につきましては、県内でも幾つかの市町村において実施されておりますが、町といたしましても、今後笠間警察署などの関係機関と協議しながら、前向きに検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、肺炎球菌ワクチンの公費助成についてでございますが、前にも一般質問で出たかと思っております。高齢者への肺炎球菌ワクチンの公費助成について、町の考え方を申し上げます。

肺炎球菌は細菌の一種で、体力が落ちているときや免疫が弱くなっているときに、肺炎や気管支炎などの呼吸器感染症を引き起こします。これらの疾患は高齢者に多く見られますが、特に糖尿病や腎不全など、重篤疾患に罹患している方が感染すると、重症になる可

能性が高いとされております。しかし、ワクチンの免疫効果は5年間と言われており、2回目の接種では強い局所反応を起こすことから、原則1回の接種とされており、国においては任意の接種としております。

このような特殊な事情もあり、病院や診療所においてはすべての高齢者ではなく、肺炎にかかると重症化しやすい方に予防接種を勧めているのが現状であります。平成21年度に肺炎球菌ワクチン接種への公費助成を行っていた県内の市町村は、高萩市と東海村のみでございます。町といたしましては、医療機関等の意見を伺い、感染の状況等十分に調査してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 8番桐原健一君。

○8番（桐原健一君） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

城里町の受診率はふえているということで、大変いいと思います。引き続き実施するということで、よろしくお願ひしたいと思います。最低5年間は継続していただきたいなと思っております。

また、子宮頸がんについては、予防ワクチン接種と検診でほぼ100%防ぐことができるとされており、予防には若年層へのワクチン接種が有効とされております。4月20日の茨城新聞に、栃木県大田原市では、5月から、来月からですね、小学校6年生の女性児童を対象に、全額公費負担で子宮頸がん予防ワクチンの集団接種を開始すると載っております。公費負担での集団接種は全国初と見られるそうではありますが、本町において予防ワクチン接種事業ができないものか、再度質問させていただきます。

次に、住民基本台帳カード無料交付については、高齢者が今までは被害者という時代だったかもしれませんが、近年高齢者が加害者になるという事故が増加していることから、高齢者の安全対策のためにも高齢者運転免許証自主返納支援事業を推進していただきたいなど、このように念願するものであります。

肺炎球菌ワクチンの公費助成については、高萩市と東海村がやっているということで、ご検討をしていただきたいと思ひます。

予防ワクチン接種事業について、ちょっと再度お聞きしたいと思ひます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 子宮頸がんの予防ワクチン接種につきましては、11歳から14歳の女の子に接種すると最も効果的であるというようなことであります。それも、3回の接種で、費用としては5万円から6万円かかるようではありますが、ワクチンとしては、先ほど議員のほうからおっしゃられましたように、本当に予防効果のある1つであるとのことでもあります。政府も、この件につきましては、公費負担の件について協議しているようではありますが、城里町といたしましても、よく見きわめまして、検討してまいりたいと思っております。

城里町としては、中学1年生が11歳から14歳の間に入るかと思いますが、そういう方が大体毎年100人前後というようなことになるかと思いますが、そういうことも含めまして、今政府もこの件について協議しているというようなこともございますので、そういうところをよく見きわめながら、これからの中で検討してまいりたいと思っております。

それから、運転免許証返納者への優遇制度ということで、過日大きく茨城新聞に、「免許返納者に卒業証書」というようなことで出ました。それを返納した者に対しては、住基カードを証明書として渡すというようなことでございます。同じ笠間警察署管内でございますので、この件につきましては、よく検討してまいりたいと思っておりますし、また交通事故撲滅につきましては、本当に有効なことではないかなと思っておりますので、これも前向きに検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 8番桐原健一君。

○8番（桐原健一君） 以上で、質問を終わりにします。

○議長（小松崎三夫君） 以上で、8番桐原健一君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりいただきたいと思っております。

午前11時25分休憩

午前11時35分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日27日は休会とし、28日は午後2時に本議場において再開し、議案質疑から入りますので、会議10分前までに時間厳守の上、ご参集いただきたいと思っております。

本日はこれにて散会いたします。

大変、御苦労さまでございました。

お疲れさまでした。

午前11時37分散会

平成22年第1回
城里町議会定例会会議録 第3号

平成22年4月28日 午後2時01分開議

1. 出席議員

1番	菌部一君	9番	小林祥宏君
2番	余水紀夫君	10番	南條治君
3番	三村孝信君	11番	杉山清君
4番	河原井大介君	12番	三村由利子君
5番	関誠一郎君	13番	小松崎三夫君
6番	加藤文夫君	14番	鯉淵秀雄君
7番	阿久津則男君	15番	根本正典君
8番	桐原健一君	16番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	阿久津藤男
副町長	赤津康明
教育長	石原道明
代表監査委員	一木邦彦
総務課長	田上勤
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	高橋洋造
町民課長	松崎榮
保険課長	川又重光
健康福祉課長	山口充彦
産業振興課長	高松輝美
都市建設課長	栗林俊一
下水道課長	柳橋和幸
会計管理者（会計課長）	加倉井一史
水道課長	関谷一美
農業委員会事務局長	阿久津道男

教育委員会事務局長

茅根 文夫

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長
局 長 補 佐
書 記

三 村 主
小 林 恵 子
川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成22年4月28日（水曜日）

午後 2時00分開議

- 日程第3 承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて（城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて（平成21年度城里町一般会計補正予算第7号）
- 日程第7 承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて（平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第6号）
- 日程第8 承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成21年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号）
- 日程第9 承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号）
- 日程第10 承認第8号 専決処分第8号の承認を求めることについて（平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算第5号）
- 日程第11 承認第9号 専決処分第9号の承認を求めることについて（平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）
- 日程第12 承認第10号 専決処分第10号の承認を求めることについて（平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）
- 日程第13 承認第11号 専決処分第11号の承認を求めることについて（平成21年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算第3号）
- 日程第14 承認第12号 専決処分第12号の承認を求めることについて（平成21年度城

里町水道事業会計補正予算第5号)

- 日程第15 議案第22号 平成22年度城里町一般会計予算について
日程第16 議案第23号 平成22年度城里町国民健康保険特別会計予算について
日程第17 議案第24号 平成22年度城里町老人保健特別会計予算について
日程第18 議案第25号 平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第19 議案第26号 平成22年度城里町介護保険特別会計予算について
日程第20 議案第27号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
日程第21 議案第28号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
日程第22 議案第29号 平成22年度城里町水道事業会計予算について
日程第23 陳情第1号 「自主共済制度の保険業法適用除外」実現を求める陳情
日程第24 報告第1号 例月出納検査報告(12月、1月、2月、3月執行分)

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第1号
承認第2号
承認第3号
承認第4号
承認第5号
承認第6号
承認第7号
承認第8号
承認第9号
承認第10号
承認第11号
承認第12号
議案第22号
議案第23号
議案第24号
議案第25号
議案第26号
議案第27号
議案第28号
議案第29号
陳情第1号
報告第1号

午後 2時01分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は16名でございます。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人はございません。

承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）

○議長（小松崎三夫君） それでは、本日は議案質疑から入ります。

初めに、承認第1号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第2号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて（城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第3号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて（平成21年度城里町一般会計補正予算第7号）

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第4号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて（平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第6号）

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第5号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成21年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号）

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第6号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号）

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第7号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第8号 専決処分第8号の承認を求めることについて（平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算第5号）

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第8号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第9号 専決処分第9号の承認を求めることについて（平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第9号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第10号 専決処分第10号の承認を求めることについて（平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第10号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第11号 専決処分第11号の承認を求めることについて（平成21年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算第3号）

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第11号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第12号 専決処分第12号の承認を求めることについて（平成21年度城里町水道事業会計補正予算第5号）

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第12号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

予算特別委員長報告

○議長（小松崎三夫君） 次に、予算特別委員会に付託されました議案第22号 平成22年度城里町一般会計予算についてから議案第29号 平成22年度城里町水道事業会計予算につ

いての審議結果について、予算特別委員長から報告を求めます。

9 番予算特別委員長小林祥宏君。

〔予算特別委員長小林祥宏君登壇〕

○**予算特別委員長（小林祥宏君）** 予算特別委員会を代表しまして、委員長としての御報告を申し上げます。

今期町議会定例会において、予算特別委員会に付託されました議案第22号ないし議案第29号について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案については、議案付託表により各所管常任委員会に審査をお願いしました。

審査の結果について、各常任委員長より報告がありましたので、申し上げます。

初めに、総務民生常任委員会は、4月21日午前10時から委員会室において開催し、議案第22号 平成22年度城里町一般会計予算所管分、議案第23号 平成22年度城里町国民健康保険特別会計予算、議案第24号 平成22年度城里町老人保健特別会計予算、議案第25号 平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 平成22年度城里町介護保険特別会計予算について審査を行いました。

次に、教育産業常任委員会は、4月22日に午前10時から委員会室において開催し、議案第22号 平成22年度城里町一般会計予算所管分、議案第27号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計予算、議案第28号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計予算、議案第29号 平成22年度城里町水道事業会計予算について審査を行いました。

2 常任委員会とも、審査は、執行部より関係課局長等の出席を求め、予算書の歳入歳出事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、議案第22号 平成22年度城里町一般会計予算から議案第29号 平成22年度城里町水道事業会計予算の8件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査の過程において、委員から出された主な質疑につきましては、お手元に配付してあります報告書をご高覧いただきたいと思います。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いしまして、報告といたします。

○**議長（小松崎三夫君）** 以上で予算特別委員長の報告を終結いたします。

なお、別紙配付のとおり、平成22年度城里町議会予算特別委員会報告書が予算特別委員長より提出されましたので、後ほどご高覧をお願いいたします。

傍聴人3名を許可いたしました。

討 論

○議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。

初めに、承認第1号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第2号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第3号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第4号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第5号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第6号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第7号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第8号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第9号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第10号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第11号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第12号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第22号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第23号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第24号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第25号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第26号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第27号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第28号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第29号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小松崎三夫君） これより採決に入ります。

初めに、承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて（城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて（平成21年度城里町一般会計補正予算第7号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて（平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第6号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成21年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第8号 専決処分第8号の承認を求めることについて（平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第9号 専決処分第9号の承認を求めることについて（平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第10号 専決処分第10号の承認を求めることについて

て（平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第11号 専決処分第11号の承認を求めることについて（平成21年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第12号 専決処分第12号の承認を求めることについて（平成21年度城里町水道事業会計補正予算第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第22号 平成22年度城里町一般会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第23号 平成22年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第24号 平成22年度城里町老人保健特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第25号 平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第26号 平成22年度城里町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第27号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第28号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第29号 平成22年度城里町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

陳情第1号 「自主共済制度の保険業法適用除外」実現を求める陳情

○議長（小松崎三夫君） これより陳情の審査に入ります。

お諮りいたします。

陳情の議案朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情の議案朗読は省略することに決定いたしました。

日程第23、陳情第1号 「自主共済制度の保険業法適用除外」実現を求める陳情を議題といたします。

本件は、4月20日に総務民生常任委員会に付託されていたものであります。総務民生常任委員長の報告を求めます。

7番総務民生常任委員長阿久津則男君。

〔総務民生常任委員長阿久津則男君登壇〕

○総務民生常任委員長（阿久津則男君） それでは、総務民生常任委員会を代表し、4月20日に付託されました陳情第1号 「自主共済制度の保険業法適用除外」実現を求める陳情の審査結果についてご報告いたします。

去る4月21日に本委員会を開催し、陳情内容について審査いたしました。

これまでの保険業法は、自主共済の適用がないため、悪質な行為により消費者が損害をこうむる被害が出たため、平成17年に改正され、平成18年4月1日より施行、現在に至っているところであります。

一方、この法改正により、健全に構成員のために運営し、共済の原初的存在でもある自主共済が存廃の瀬戸際に追いやられていることも事実でございます。このようなことから、さらに慎重に審査するため、閉会中の継続審査にすることと決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

陳情第1号については、ただいまの総務民生常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は閉会中の継続審査とすることにいたしました。

報告第1号 例月出納検査報告（12月、1月、2月、3月執行分）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第24、報告第1号 例月出納検査報告（12月、1月、2月、3月執行分）については、後ほどご熟読願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

町長あいさつ

○議長（小松崎三夫君）　ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可します。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君）　本定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

9日間にわたりました定例議会でありましたが、小松崎議長のもと、慎重審議の上、平成22年度城里町全予算を初め、ご提案いたしました全議案について可決、決定いただき、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

また、会期中にいただきました貴重なご意見やご要望等につきましては、これからの事業執行の中で十分検討させていただきます。

4年に一度の一月おくれの予算決定となりましたが、住民生活に支障のないよう速やかな執行に努めてまいりますので、引き続き町政運営に格別なご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、天候不順の中にもいよいよ農事繁忙の時期となりました。水田には早苗がなびき始め、秋の豊作と町のにぎわいを請い願うものであります。議員各位におかれましても、体調管理には十分注意するとともに、城里町発展のためより一層ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。今定例議会の閉会に当たってのごあいさつといたしたいと思っております。

大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

議長あいさつ

○議長（小松崎三夫君）　閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、会期中終始熱心なご審議と議会運営には格別なるご配慮を賜り、ここに全議案を審議し終了できますことを、心からお礼と感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、新年度予算等の執行に当たり、議員各位からのご指摘、また、提案されました各種事務事業については、十分研究をされ、効果的な住民福祉の向上に尽力されることを望みます。

閉会の宣告

○議長（小松崎三夫君）　以上で、平成22年第1回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

お疲れさまでした。

午後 2時27分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

城里町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員